

令和四年（二〇三二）三月二十五日発行
『大倉山論集』第六十八輯抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

神奈川県 の明治天皇聖蹟

打越孝明

神奈川県の明治天皇聖蹟

目次

はじめに

一 先行研究

二 神奈川県における行幸・巡幸

(一) 明治時代初期

(二) 明治十年代

(三) 明治二十年代

(四) 明治三十年代以降

三 神奈川県内の明治天皇聖蹟

(一) 横浜市

(二) 箱根町(足柄下郡)

(三) 小田原市

(四) 大磯町(中郡)

(五) 平塚市

(六) 茅ヶ崎市

(七) 藤沢市

(八) 鎌倉市

(九) 川崎市

(十) 横須賀市

(十一) 相模原市

(十二) 厚木市

おわりに

打越孝明

はじめに

天皇がお出ましになる行幸が続くと、巡幸となる。行幸や巡幸によって、天皇がご滞在になった建物や場所などは、かつて聖蹟と呼称され、記念碑が設けられるなど、大切に保存されてきたが、年月の経過とともに人々の関心が薄れ、保存や継承が困難な状況になりつつある事例も多い。

こうした事態に鑑み、明治神宮は、この十年間にわたって、明治天皇の聖蹟に関する調査・研究事業を推進している。

明治神宮国際神道文化研究所に勤務する筆者は、全国各地において実地調査を進めるとともに、明治神宮の社報『代々木』（年四回発行）ならびに明治神宮国際神道文化研究所の紀要『神園』（年二回発行）において執筆を続け、聖蹟の現状について書き記し、広く伝えることに努めてきた。『代々木』誌では、「聖蹟を歩く」^①、「明治天皇の聖蹟と平成日本」^②、「みゆき探訪記」^③を連載し、

『神園』誌では、都道府県別の調査報告書である「明治天皇聖蹟の調査と研究」^④を連載してきた。また、外部からの依頼に応じて執筆したり、学会発表や講演を行ってきた。^⑥

そして、明治天皇の聖蹟に関する調査・研究事業の成果として、『明治天皇の聖蹟を歩く 西日本編』^⑦ならびに『明治天皇の聖蹟を歩く 東日本編』^⑧の二冊の図書が刊行された。

本稿は、神奈川県における明治天皇の行幸・巡幸について概観するとともに、これまでの調査・研究事業の成果を活かしつつ、明治天皇聖蹟の現状について、自治体別に執筆したものである。横浜市、足柄下郡箱根町、小田原市、中郡大磯町、平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、川崎市、横須賀市、相模原市、厚木市の各自治体について記述した。行幸の内容については、主として『明治天皇紀』に拠り、併せて太政官や宮内省の随行日誌などを参照した。

一 先行研究

神奈川県における明治天皇の行幸・巡幸や聖蹟については、寺寄弘康や柴崎力栄^⑩の先行研究とともに、石野瑛や長浜つぐおの業績などが注目される。

寺寄の「明治天皇聖蹟顕彰運動の地域的展開―神奈川県を事例に」の論考は、神奈川県における明治天皇の足跡ならびにそれらの保存・継承に関する最新の研究で、本稿を執筆する上で大きな指針となった。

寺寄は、明治天皇の聖蹟について「実態報告をふまえた研究」が少ない、との北原糸子の指摘^⑬を踏まえ、「明治天皇聖蹟を顕彰する側（個人や団体）の動向について地域から実態を明らかにすることが必要であると思われる」。そして、明治天皇聖蹟が「戦前の天皇制イデオロギーによる国民教化のシンボリックな事例」であるため「歴史上なかったことにするような叙述のあり方」は問題である、との北原の指摘に「全く同感」であり、「北原が東京府を対象に分析」したことに対して、「東京の

近隣である神奈川県を対象として、明治天皇聖蹟指定とは切り離した、地域個人や団体による明治天皇聖蹟を顕彰する動向、具体的には聖蹟調査、記念碑の建立などといった顕彰運動について明らかにすることを目的」として自らの論考を執筆した、と述べている。

第1節「神奈川県における明治天皇聖蹟」では、「神奈川県内明治天皇聖蹟地一覧」を寺寄は作成し、神奈川県における明治天皇の行幸に言及するとともに、天皇ご滞在の地が聖蹟として継承されてきた実態について、主に自治体別に記述している。さらに、県内各地域に大きな影響を及ぼした明治天皇聖蹟保存会、文部省、史蹟名勝天然記念物保存協会の動向について概観している。

第2節「明治天皇聖蹟顕彰運動の展開」で寺寄は、顕彰運動を担った主体者のうち、神奈川県、神奈川県教育会、史蹟名勝天然記念物保存協会神奈川支部、聖蹟保存組織（横須賀市明治天皇行在所記念碑建設委員会・明治天皇聖蹟小田原町保存会）という「四つの聖蹟顕彰運動のあり方」に焦点を当てて論じている。^⑮

寺喜は、自身が作成した「神奈川県内明治天皇聖蹟地一覧」について、かつて神奈川県教育会が編集した一覧表を基に再編した際、「現在の市町村でまとめ直し、さらに記念碑の有無などを補足」したものの、「全ての聖蹟所在地について現状を確認」したわけではない¹⁶、と述べている。

本稿は、寺喜によるこうした業績を踏まえつつ、それらを引き継ぐ形で執筆に及んだものである。明治天皇の神奈川県における行幸について、より詳しく概観するとともに、各地の聖蹟の現状について、可能な限り情報を掲載することで、将来にわたる聖蹟の保存・継承の一助となることを願う。

二 神奈川県における行幸・巡幸

神奈川県における明治天皇の行幸・巡幸について、主に『明治天皇紀』の記述を活用して、年代順に概観する。

(一) 明治時代初期

明治元年（一八六八）十月八日（新暦十一月二十一日）、京都から東京への行幸に際し、明治天皇は今の静岡県との境を越えて、初めて神奈川県に入り、十二日までの五日間、ご滞在になった。今の箱根町（足柄下郡）、小田原市、二宮町（中郡）、大磯町（中郡）、平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、横浜市、川崎市と進み、東京へ向かわれた。ご宿泊になったのは、八日が小田原、九日が大磯、十日が藤沢、十一日が神奈川の各行在所であった。

天皇は東海道を進んで、静岡県域から神奈川県域に入ると、箱根の芦ノ湖畔で鴨猟を、大磯の海岸では、随行していた諸藩の兵隊による鴉を狙った射撃や漁民による地曳網をご覧になった。海水を満たして魚を入れた大きな桶が漁民によって、天皇の御座所近くまで運び込まれるという珍事も起きた。

天皇が神奈川の行在所へ向かう際、イギリスとフランスの軍隊は街道に並んで拝礼式を行い、横浜港に停泊する各国の軍艦が祝砲を放てば、神奈川砲台もこれに応じ、

沿道には外国人も天皇の拝観に訪れるなど、街は活気にあふれた。

十二月八日（新暦一八六九年一月二十日）、東京から京都への行幸に際し、天皇は十日までの三日間、神奈川県域にご滞在になった。二年の行幸では、三月二十五日（新暦五月六日）から二十七日までの三日間、明治元年の東京行幸と同様の経路を進まれた。

明治四年十一月二十一日（新暦一八七二年一月一日）から二十三日までの三日間、造船所を視察するため、天皇は初めて横須賀に行幸した。¹⁷「龍驤」艦に乗船して品川との間を往復されている。造船所は、江戸幕府が設けた横須賀製鉄所を継承する施設で、天皇は船を建造するドックなどを視察された。東京への帰路、実弾を用いた大砲の発射訓練を視察されている。強い北風による波浪により、ご乗船の「東京丸」は大いに揺れたものの、天皇は船酔いすることなく平然とされていたという。

明治五年四月二十八日（新暦六月三日）、天皇は「龍驤」艦に乗船し、三浦半島の観音崎や剣崎へ向かって航

海し、灯台を視察された。七月十二日（新暦八月十五日）、九州・西国巡幸からの帰途、天皇は「龍驤」艦で横浜に着き、開業前の汽車に試乗して東京へ向かわれた。当初、品川に入港の予定であったが、悪天候により横浜への急な入港となった。¹⁸

明治五年九月十二日（新暦十月十四日）、鉄道開業式に際し、天皇は新橋・横浜間を往復するとともに、横浜停車場での式典に臨まれた。¹⁹以後、東京との移動には汽車が用いられた。十月、天皇は来日中のロシア皇子の接遇で横浜に行幸した。

明治六年四月十四日から十七日までの四日間、陸軍演習の視察のため、天皇は鎌倉方面に行幸した。十四日、神奈川停車場を発つと、馬車や騎馬を用いて鎌倉へ向かい、演習ご視察を経て、鎌倉行在所にご宿泊になった（二泊）。十五日の演習は、激しい風雨のなかで行われた。天皇は、鶴岡八幡宮本殿の回廊に設けられた御座所や背後の大臣山での演習ご視察後、八幡宮に参拝された。

十六日、天皇は、明治二年に勅命によって創建された

鎌倉宮に行幸した。御祭神の護良親王は、鎌倉時代末期に後醍醐天皇の皇子として建武の中興に力を尽くし、当地で非業の死を遂げた。鎌倉宮には、創建の当初より天皇のご滞在を想定して行在所が設けられていた。藤沢行在所へ向かう途中、天皇は江の島に立ち寄り、古くから信仰の対象であった岩屋や海での漁をご覧になった。

明治六年八月三日から三十一日までの二十九日間、避暑のため、天皇は皇后（昭憲皇太后）ご同伴で箱根に行幸した。⁽²⁰⁾この年、初の暑中休暇が明治政府の職員に与えられたことを受けてのことであった。

四日、小田原行在所に着くと、天皇は騎馬で、皇后は輿にかつがれて海浜へ向かわれ、鯛漁をご覧になった。五日から二十八日までご宿泊になった宮ノ下温泉の行在所は、前年夏に皇后がご宿泊になった旅館である。地元の人々は川での漁をご覧に入れ、天皇の好物とされる里芋を献上するとともに、夜には行在所近くの山腹に火を灯すなどして奉迎に努めた。

二十日、天皇と皇后は芦ノ湖へ遠出をされた。湖畔で

鯉魚をご覧ののち、箱根神社で宝物をご覧になった。復路では、小地獄を経て行在所へ戻られた。行幸後、小地獄は小涌谷と改称された。

明治六年十二月十七日と十八日、天皇は皇后ご同伴で、横浜から「蒼龍丸」に乗船して横須賀へ向かい、皇室専用船として建造中の「迅鯨」「清輝」両艦を視察された。ご宿泊になった高台に建つ向山行在所では、海上での艦隊訓練や軽気球が浮揚するようすをご覧になった。

明治七年三月十八日、天皇は皇后ご同伴で、工部省が所管する横浜の灯台寮を視察された。十九日、高島嘉右衛門の邸宅に設けられていた瓦斯器械所を視察し⁽²¹⁾、ガス灯の点火をご覧になった。明治五年、嘉右衛門は横浜に初めてガス灯を設置している。

明治八年三月五日、「清輝」艦の進水式のため、天皇は「龍驤」艦で横浜から横須賀へ向かわれた。明治維新後初の国産軍艦の進水式であった。天皇は、往路で海上での戦闘訓練を視察し、翌日、海軍兵学校分校を視察後、「明治丸」⁽²²⁾で帰還された。

明治九年七月十九日夜、奥州・函館巡幸からの帰途、天皇は「明治丸」に乗船して横浜に帰還された。悪天候により入港が大幅に遅れたため、真夜中に伊勢山離宮（横浜御用邸²³）に到着し、翌日、東京へ向かわれた。

（二）明治十年代

明治十年一月二十四日、京都方面への行幸に際し、天皇は「高尾丸」に乗船して横浜を出航された。

明治十一年十一月七日、激しい風雨のなか、北陸・東海道巡幸の帰途、天皇は静岡県境を越え、箱根を経て小田原に着き、八日には藤沢にご宿泊になった。東京ご帰還前日の祝宴となり、天皇はブドウ酒をふるまって随行諸員をねぎらわれた。

明治十三年六月十七日、山梨・三重・京都巡幸に際し、天皇は小仏峠で東京との境を越え、相模川では鮎の網漁をご覧になり、その日のうちに山梨県へ向かわれた。七月二十三日、「扶桑」艦に乗船して横浜に帰還された。

明治十四年一月七日、来日中のイタリア皇族の接遇の

ため、十月三十一日にはイギリス皇族の接遇のため、天皇は横浜に行幸した。

明治十四年四月二十八日、近衛兵の演習を視察するため、天皇は神奈川停車場までは汽車、その先は馬車に乗って、今の厚木市の妻田地区に設けられた行在所へ向かわれた（三泊）。雨が降り続き、ぬかるむ道に難儀した移動となったが、奉迎のため沿道には多くの人々が群集し、火を灯して天皇のご来訪に応えた。二十九日、天候が回復し、天皇は荻野地区で演習をご覧になった。相模川の河原に大風が揚がり、花火が打ち上げられるなど、奉迎の催しが続いた。三十日、天皇は愛宕地区の高松山で演習を視察後、藤沢行在所にご宿泊になった。

明治十四年五月十日、天皇は根岸の日本競馬会の競馬場に初めて行幸し、競馬をご覧になった。明治時代、根岸競馬場への行幸は十三回に及んだ。²⁴

明治十四年五月十八日、天皇は「迅鯨」艦で横浜を出航して浦賀へ向かわれた。²⁵新造の艦内を巡覧して大いに興味を示され、近くを航行する就役もない水雷艇の訓

練を視察された。構築中の観音崎砲台へ陸路で向かい、東京湾の防備に関する資料を閲覧された後、沖合では軍艦による大砲の試射が行われた。天皇が砲台から横須賀へ陸路で向かわれた際、鴨居の海岸では漁が披露された。行在所では、電灯をとして海軍楽隊が演奏し、火花が打ち上げられた。十九日、天皇は海軍の機関学校や造船所を視察し、横浜へ向かう艦内では、献上された魚介類やブドウ酒を随行員にふるまわれた。

明治十六年十二月二十四日、高波が渦巻く悪天候のなか、新造の「筑紫」艦に乗船するため、天皇は横浜に行幸した。

明治十七年三月十九日、観梅のため、天皇は今の川崎市小向地区の梅林に行幸した。往復四十kmもの全行程を騎馬で移動されている。小向梅林は、江戸時代には梅干しの産地であり、明治時代には観梅の名所となった⁽²⁶⁾。

明治十八年七月二十六日、山陽道巡幸のため、天皇は横浜御用邸を経て、神戸へ向けて「横浜丸」で出航し、八月十二日、横浜に帰還された。

明治十九年十一月二十六日、海軍の新造艦に試乗するため、天皇は皇后ご同伴で横須賀の長浦に行幸した。横浜からの往路では「浪速」艦に乗船し、復路では「高千穂」艦に乗船された。

(三) 明治二十年代

明治二十年一月二十五日、孝明天皇二十年祭が京都で行われるにあたり、天皇は「浪速」艦に乗船して横浜を出航し、二月二十四日に帰還された。

明治二十二年三月十二日、新造の「八重山」艦の命名式・進水式のため、天皇は初めて汽車で横須賀に行幸した。以後、東京・横須賀間の移動には汽車が用いられた。二十三年二月二十四日、激しい風雨のなか、天皇は竣工した「八重山」艦に試乗された。艦内での昼食では、下士官以下の食事を視察して、自身も食された。

明治二十四年三月二十四日、新造の海防艦「橋立」の命名式・進水式のため、二十五年七月七日には、巡洋艦「秋津洲」の進水式のため、二十七年四月十七日には、

新造の「松島」「吉野」「千代田」各艦を視察するため、天皇は横須賀に行幸した。

明治二十四年十月二十四日、近衛兵の秋季演習のため、天皇は汽車で藤沢停車場に着き、行在所にご宿泊になった（二泊）。人々は奉迎の緑門を稲穂で飾り、道を掃き清め、軒先に国旗や明かりを灯して、ご来訪を祝った。今の藤沢市の高倉地区や亀井野地区、大和市の下和田地区で演習が行われた。

明治二十九年十一月二十五日、天皇は横須賀に行幸し、海上に停泊する諸艦をご覧になった。ドイツで建造されて日清戦争では敵艦として交戦したのち捕獲した「鎮遠」艦に乗船し、日本で建造の「須磨」艦、イギリスで建造の「龍田」艦、南米のチリから購入の「和泉」艦、清国から捕獲した「済遠」艦などを視察されている。

（四）明治三十年代以降

明治三十二年五月九日、天皇は根岸で行われた春季競馬会に行幸した。競馬場へ向かう際、迂回して外国人居

留地近くの海岸通りや横浜公園沿いを通られている。外国人の居住・旅行・外出の制限を撤廃する条約が発効したことを記念して、居留地に住む外国人が天皇のご通行を求めたもので、幌が開け放たれた天皇ご乗車の馬車は、沿道の居留民が拝観するなか競馬場へ向かった。

明治三十三年五月二十六日、通報艦「千早」の進水式のため、三十六年十一月二日には巡洋艦「音羽」の進水式のため、天皇は横須賀に行幸した。

明治三十八年十月二十三日、横浜沖において、日露戦争の勝利を受けた連合艦隊の凱旋観艦式が行われ、天皇は「浅間」艦に乗船してご親閲になった。式には、百五十六隻もの艦船が参加し、イギリスやアメリカの軍艦も加わっていた。天皇は「浅間」艦の甲板に立ち、連合艦隊司令長官の東郷平八郎より説明を受け、各艦艇の履歴や戦闘当時の状況を聴取したのち、激励の勅語を下された。御製「仇波をくだきし艦をことごとく横浜沖にみるがいさまし」や「いさぎよくかちどきあげて沖つ浪かへりし船を見るぞうれしき」では、敵艦を粉碎して凱旋し

た諸艦の誉れをたたえられている。

明治三十九年十一月十五日、戦艦「薩摩」の進水式のため、天皇は横須賀に行幸した。先発していた皇太子嘉仁親王（のちの大正天皇）による出迎えを受け、日露戦争で捕獲した諸艦船などを巡覧された。四十年十二月二十七日、欧米を巡航して帰還した「筑波」「千歳」両艦を視察するため、四十三年十月十五日には、大型戦艦「河内」の進水式のため、天皇は横須賀に行幸した。

二 神奈川県の明治天皇聖蹟

（一）横浜市

①戸塚区戸塚町の「明治天皇行在所」碑

戸塚消防署近くの澤邊本陣跡に立つ（戸塚町四一四二付近）。題字を書いたのは、明治神宮三代宮司で海軍大將の有馬良橘である。明治元年の東京行幸に際して、当地に天皇がご宿泊になった。区役所が設けた解説には、「明治天皇の東下の際には行在所になりました」と書か

れている。

②戸塚区戸塚町の「明治天皇東幸史蹟」碑

八坂神社の境内に立ち（戸塚町四一八九）、側面に「明治元年十月十二日賢所奉安所趾」と刻まれている（昭和三十八年建碑）。行幸に際し、神鏡が安置されたことを記念しての建碑である。

③保土ヶ谷区天王町一丁目の「明治天皇東幸遺蹟碑」

橘樹神社の境内に立つ（天王町一丁目八・一二）。相鉄線の天王町駅に近い。題字を書いたのは、明治神宮三代宮司の有馬良橘で、行幸に際し神鏡が安置されたことを記念しての建碑である。

④神奈川区神奈川本町の「明治天皇行在所之蹟」碑（写真1）

滝ノ川公園に立つ（神奈川本町三・五）、明治神宮二代宮司の一戸兵衛が題字を書いている。明治元年の東京

行幸に際して、当地に天皇がご宿泊になった。



写真1
(横浜市神奈川区)「明治天皇行在所之蹟」碑

⑤ 神奈川区青木町の「明治遷都内侍奉安之跡」碑

洲崎大神の境内に立ち（青木町五・二九）、裏面には「明治元年十月十一日」と刻まれている。行幸に際し、当地に神鏡が安置された年月日である。裏面には「昭和丙辰歳弥生」と刻まれているので、昭和五十一年三月の建碑と思われる。

⑥ 中区桜木町一丁目の「旧横濱鉄道歴史展示（旧横ギヤラリー）」

シアル桜木町アネックスの建物の一階部分にある（中区桜木町一丁目一・九三）。パンフレット「CIAL 桜木町 ANNEX 旧横濱鉄道歴史展示のご案内」には、「鉄道創業当時、実際に走行していた110形蒸気機関車をはじめ、中等客車の再現、パネル展示やジオラマ」などを通じて、「鉄道の歴史を感じられる展示」が行われていると書かれている。ジオラマ展示では、「現在のこの場所に存在した日本初の鉄道駅である横浜停車場（現…桜木町駅）の当時の風景を模して」いるばかりでなく、「照明の色が変化する事で、一日の陽の移り変わりを演出」するという工夫を凝らしている。

「鉄道開業式典と明治の人々」の展示コーナーでは、明治天皇のご臨席が注目されている。「明治天皇を迎え、明治政府の要人や世界各国の大使、市民の代表者などが参列した」開業式典では、フランスのル・モンド・イラスト誌に掲載された多くのイラストが示され、式典へ

の入場券も展示されている。「明治の元勲たちを乗せた式典列車」のところでは、「鉄道開業式典当日の午前十時、明治天皇と政府の要人が乗るお召し列車は、大群衆が見守る中、新橋から横浜の式典会場に向けて出発しました。その際、日比谷練兵場では祝砲百一発が放たれ、品川沖の軍艦から二十一発の祝砲が轟きました」との解説に加え、式典列車の編成が再現され、各号車に乗っていた人名が列挙されている。明治天皇が乗車された三号車には、熾仁親王や太政大臣の三条実美のほか、鉄道の敷設を担った工部少輔の山尾庸三や鉄道頭の井上勝らが同車していた。そして、「式典が無事終わり、要人達が高橋へ帰路につくまでの間、観客達は天皇が使用していた玉座を壊し、敷物を破り、その破片を縁起物として奪い合ったという」という逸話も紹介されている。

⑦中区新港二丁目の「明治天皇行幸趾」碑

海上保安資料館横浜館の入口のところにある（新港一丁目二・一）。灯台寮への行幸（明治七年）を記念する

建碑で、元の場所から移設された。北仲通北第一公園には（中区北仲通六丁目一二七）、海上保安庁の第三管区海上保安本部による解説が設置されていて、「洋式試験燈台の完成時には、明治天皇、皇后両陛下の行幸啓を仰ぐ榮譽にも浴した由緒ある地」と記されている。

（二）箱根町（足柄下郡）

①宮ノ下の「明治天皇駐蹕記念之碑」

エクシブ箱根離宮の国道1号沿いにある（宮ノ下一二・二）。当地は、明治六年行幸で行在所となった奈良屋旅館跡である。

題字を書いたのは内閣総理大臣を務めた清浦奎吾で（昭和二年四月建碑）、元足柄下郡長の伊藤龍雄が撰文した左記の碑文が前面に刻まれている。

明治天皇克ク仁ニ克ク慈ニ王政維新百廢俱ニ興レリ
毎年盛夏百官有司ニ賜フニ休暇ヲ以テシタマフモ車
駕親シク寒暑ヲ京外ノ地ニ避ケタマハス宵旰勵精以
テ万機ヲ宮中ニ裁シタマヘリ此レ洵ニ臣民ノ恐懼措

カサル所ナリキ

謹シテ按スルニ明治六年始メテ官吏ニ休暇ヲ賜フヤ
天皇偶々皇后ト偕ニ暑ヲ此ノ地ニ避ケサセラレ箱根
宮ノ下本陣奈良屋ニ駐蹕シタマフコト凡ソ三旬ナリ
此レ前後其ノ例ヲ見サル所ニシテ此ノ地ノ光榮豈亦
タ大ナラスヤ爾來物變リ星移リ聖蹟ヲ知ルモノ漸ク
稀ナリ箱根保勝会深ク稽フ所アリ茲ニ碑ヲ建テ以テ
之レカ恩榮ヲ千秋ニ伝ヘント欲ス余曩ニ職ヲ本郡ニ
奉シ併セテ同会會長タリ故ニ此ノ挙ニ与カルコト淺
カラス仍テ不肖ヲ省リミス文ヲ勒スルコト斯ノ如シ
エクシブ箱根離宮の敷地には、副島種臣が揮毫した扁
額の書を活用して「六龍駐蹕之所」碑が設けられている
(昭和三十年十一月三日建碑)。題字の左側には、「明治
六年八月 侍講副島種臣謹撰」と刻まれ、裏面には「十
一代安藤兵治(紀伊之助)ノ代ニ御行幸啓ノ光榮ヲ記念
ノ為建之」などと刻まれている。⁽²⁸⁾

② 芦之湯の「明治大帝御駐蹕之所」碑

箱根芦之湯温泉きのくにや旅館の道向かいにある(芦
之湯一一付近)。裏面には、「九代川辺儀三郎建之」と刻
まれている。明治六年八月二十日、天皇と皇后は当地に
ご滞在になった。

③ 元箱根の「明治天皇昭憲皇太后御駐蹕之趾」碑

松坂屋旅館の駐車場にある(元箱根六四)。前面には、
ご滞在日の「明治六年八月二十日」ならびに「岡見正謹
書」と刻まれ、裏面には「昭和九年八月建之」と刻まれ
ている。

④ 元箱根の「明治天皇昭憲皇太后御野立跡」碑

芦ノ湖湖畔の神社通り沿い、箱根神社へ向かう第三鳥
居の手前に設けられている。題字の隣に「明治六年八月
二十日箱根神社に行幸啓御参拝の後此処にて漁業御高覧
あらせ給ふ」と刻まれている。神社の境内には、昭和天
皇・香淳皇后の行幸啓碑があり、解説のなかで明治時代

の行幸啓について言及されている。

⑤ 畑宿の「明治天皇御駐蹕之蹟」碑（写真2）

甘酒茶屋の庭に立つ（畑宿三九五・二七）。題字を書いたのは、元帥海軍大将の東郷平八郎で、前面に「明治天皇御駐蹕の記」と題する巖谷季雄が撰文して書した左記の碑文が刻まれている（昭和四年十一月建碑）。



写真2
（箱根町）「明治天皇御駐蹕之蹟」碑

玉くしげ箱根の山は天下の險にして東海の勝たり就中笈平と呼へるを近く双子山を負ひ遠く相模灘を望む景致山中の尤とす去る程に明治二年三月二十五日

大帝御東幸の途次此險越たまふ時特に此地に御休憩ありて少時其勝を愛でたまふ小田原藩新に檜造の飯屋を設け里民村社の祭礼を繰延べて謹んで鸞輿を迎へ奉る是東海道駅次中他に其例を見ざる所なり即ち其由を石に刻み永く御聖徳の高きを伝へ光栄の大なるを記す

裏面には、建碑から再建に至る経緯について、「昭和四年十一月箱根振興会並東京坂東報恩寺檀信徒ノ他町内一般ノ寄附ニ依リ建設ノ処同五年十一月二十六日豆相大震ノ為倒壊ニ因リ同六年十一月再建復旧ス」と刻まれている。

甘酒茶屋には、町の教育委員会が解説「東海道『箱根地域』における『甘酒茶屋』について」を設置し、江戸時代から続く当地の茶屋の変遷について記している。

⑥ 畑宿の「明治天皇御駐蹕之跡」碑

畑宿の本陣跡には（畑宿二二八）、明治元年行幸の記念碑がある。題字を書いたのは、文部大臣などを歴任し

た陸軍大将の荒木貞夫で、裏面には、「神奈川県史蹟名勝天然記念物調査委員」の「石野瑛」が書いた左記の碑文が刻まれている（昭和十五年十一月十日建碑）。

天下ノ嶮箱根旧道ニ沿ヘル此ノ地ハ明治天皇明治元年十月八日東京行幸ノ御途次同年十二月十日京都還幸ノ御途次並ニ同二年三月二十五日東京再幸ノ御途次御三度畑宿本陣茗荷屋金指畑右衛門宅ニ御小休アラセラレタル聖蹟ナリ湯本町ハコノ光栄ヲ永ク記念シ奉ランガ為碑表ヲ建設セントス不肖偶々紀元二千六百年本県記念事業タル聖蹟顕揚ノコトニ奉ズルノ故ヲ以テ需ニ応ジテ謹記ス

近くには、「本陣跡」と題する解説が設けられ、家屋は「大正元年全村火災の折、焼失しましたが、庭園は昔を偲ぶそのまゝの姿で残されました」と記されるとともに、「明治元年十月八日東京遷都の御途次」と「同年十二月十日皇后冊立のため京都還幸の御途次」と「同二年三月二十五日東京再幸の御途次」に「明治天皇」が「小休ナラセラレタ聖蹟です」と書かれている。

（三）小田原市

①本町三丁目の「明治天皇小田原行在所跡」碑（写真3）



写真3
（小田原市）「明治天皇小田原行在所跡」碑

当地には、入口に「明治天皇聖蹟」碑が立ち、奥に当碑がある（小田原市本町三丁目五・二五）。内閣総理大臣を務めた近衛文麿が題字を書いている（昭和十五年十月八日建碑）。明治元年行幸を始めとして、五回にわたって天皇が当地にご宿泊になった。

近くに「明治天皇聖蹟小田原町保存会」が設けた副碑

が立ち、「宮ノ前聖蹟由来」には、左記の内容が刻まれている。

此地ハ旧本陣清水金左衛門ノ宅趾ニシテ畏クモ明治
天皇行在所タルノ光榮ヲ辱ウスルコト実ニ前後五度
ニ及ヘリ即チ

明治元年十月八日

御東行ノ御砌御泊輦

同年十二月九日

京都御還幸ノ御砌御泊輦

同二年三月二十五日

再度御東行ノ御砌御泊輦

同六年八月四日

皇后陛下御同列宮ノ下行幸ノ御砌御泊輦

同年八月二十八日二十九日

皇后陛下御同列同上御還幸ノ御砌御泊輦

明治元年十月初メテ聖駕ヲ迎フ是日孝子節婦褒

賞ノ御沙汰ヲ拜ス

同六年八月四日御幸ノ浜海岸ニ臨幸漁撈ノ技ヲ觀覽

アラセラル

同月二十八日足柄県庁ニ臨御親シク県治ヲ視給ヒ民
ヲ励マシ業ヲ奨メ給フ天恩ノ優渥ナル真ニ感泣ニ堪
ヘサルナリ乃チ宅趾ノ一部ヲ画シテ之ヲ聖地トナシ
龍光ヲ不朽ニ伝フ

昭和十五年十月八日

同じく保存会が設けた「明治天皇聖蹟小田原町保存会
誌」と題する記念碑には、左記の内容が刻まれている。

明治天皇我カ小田原ノ地ニ蹕ヲ駐メサセ給ヒシコト
前後六度ナリ畏クモ御駐泊ノ光榮ニ浴セルモノハ清
水片岡両本陣ナリトス就中清水本陣ニ於ケル御泊輦
ハ実ニ五回六夜ニ及ヒ其光榮最モ大ナリ而シテ行幸
中玉歩ヲ印シ給ヘル所ニ御幸ノ浜アリ又特ニ臨御ヲ
忝フセルモノニ足柄県庁アリ松原神社ハ内侍所ヲ奉
安シ給ヘル所トス一トシテ天皇ノ聖德鴻業ヲ永遠ニ
追尊景仰シ奉ルヘキ聖地ナラサルハナシ然ルニ星霜
已ニ七十有余是等ノ聖蹟マタ漸ク湮滅シテ其趾ヲ留
メサルニ至ラムトス恐懼措ク能ハサル所ナリ此ニ於

テ町民有志深く之ヲ憂ヒ昭和十二年紀元ノ佳節ヲトシ拳町一致皇紀二千六百年ヲ期シ聖蹟保存ノ事業ヲ完成セムコトヲ宣誓シ乃チ明治天皇聖蹟小田原町保存会ヲ設立シ全町毎戸応分ノ清資ヲ醸出シ赤誠ヲ捧ケテ斯光榮アル事業ニ着手セリ偶々日支事変勃発シ

国際情勢マタ転変極リナク次テ歐洲ノ戦雲マタ急ヲ告ケ内外時局ノ困難ナルニモ拘ラス本会ノ事業ハ着々トシテ進捗シ茲ニ本聖蹟ヲ始メ全聖蹟地ノ保存施設竣工ヲ告クルニ至レリ今や光輝アル紀元二千六百年ヲ迎ヘ興亜ノ聖業マタ其緒ニ就キ皇威八紘ニ輝カムトスルニ際シ本事業ノ完成ヲ見タルハ洵ニ本会ノ欣幸トスル所ナリ依テ其梗概ヲ記シ永ク之ヲ後代ニ伝ヘムト欲ス

昭和十五年十月八日

当地は、小田原市指定史跡「明治天皇宮ノ前行在所跡」で（昭和三十二年指定）、市の教育委員会が設けた解説には、明治天皇聖蹟小田原町保存会が「この土地を買収して、昭和一五年二月に整備工事を着手し、昭和一

五年一〇月に落成」した。「正碑は高さ二、七三mの小松石の総磨」と書かれている。

②本町三丁目の「明治天皇聖蹟」碑

高層住宅の間の駐車場に隣接した場所にある（本町三丁目一二・三）。石垣で囲われた盛土の玉垣のところに立つ（昭和十四年四月二十九日建碑）。明治天皇聖蹟小田原町保存会が建て、枢密院議長や内閣総理大臣を務めた平沼騏一郎が題字を書いている。

正面左側のコンクリート塀には、左記の内容が刻まれた副碑が嵌め込まれている。

明治十一年車駕北陸東海ヲ巡幸シ給フニ方リ十一月七日三島行在所発御箱根路ニ進マセ給フ是日天候陰悪大雨沛然タリシモ鹵簿御志ナク当地ニ着御アラセラレ旧本陣片岡永左衛門宅ヲ以テ行在所ニ充テサセ給フ翌八日ハ朝来天気晴朗龍顔殊ニ御麗シク御発輦アラセラル碑ノ地ハ当時ノ行在所タリシ処ナリ

昭和十四年四月二十九日

当地は、小田原市指定史跡「明治天皇本町行在所跡」で（昭和三十三年指定）、市の教育委員会が設けた解説には、明治天皇聖蹟小田原町保存会が「この土地を買収して、昭和一四年二月に整備工事を着手し、昭和一四年一〇月に碑文の除幕を行い、翌一五年一〇月に落成」した。「正碑は自然石の台石の上に高さ二mの砲弾形自然石が設置」されている、と書かれている。

③本町二丁目の「内侍所奉安所趾」碑

松原神社にある（本町二丁目一〇・一六）。行幸に際し、当地に神鏡が安置された。

明治天皇聖蹟小田原町保存会が建て（昭和十四年十月八日建碑）、明治天皇聖蹟保存会会長の西郷従徳が題字を書いている。側面には、「明治元年十月八日明治天皇御東行ノ砌内侍所ヲ当社ニ奉安ス」と刻まれている。

④御幸の浜

当地は、明治六年に天皇と皇后（昭憲皇太后）がご滞

在になった地である。御幸の浜交差点を経て、西湘バイパスの下をくぐると御幸の浜に出る。バイパス手前にある江戸時代の台場跡には、「明治天皇臨幸記念碑」が横たえられている（本町四丁目八付近）。題字を書いたのは、陸軍大将荒木貞夫である（昭和十四年十一月十二日建碑）。

「当時ノ御座所趾ハ汀近キ砂地ナレハ其背後堤防上一部ヲ画シ」て臨幸記念碑が建てられ、「御幸ノ浜聖蹟由来」と題して、左記の碑文が刻まれた副碑が設けられたが、今は確認し得ない。

明治天皇皇后宮御同列箱根温泉行幸啓ニ際シ蹕ヲ当
駅ニ駐メサセラレ暑熱ヲ此ノ海浜ニ銷シ給フ 是日
天気晴朗海波激瀾タリ 畏クモ漁夫ノ地曳網ヲ観覧
嘉賞アラセラル之レ実ニ明治六年八月四日ナリ爾来
此ノ地ヲ御幸ノ浜ト奉称ス

昭和十五年二月十一日

現在、臨幸記念碑のところには、小田原市観光課が設けた解説「御幸の浜」があり（平成二十五年十二月設

置)、詳しい内容である。明治天皇については、お写真

が掲出され、「孝明天皇の第二皇子であり、第一二二代天皇。在位期間は、一八六七年一月三〇日から一九二二年七月三〇日。倒幕・攘夷派の象徴として、また近代日本の指導者と仰がれました」と書かれている。昭憲皇太后については、お写真が掲出され、「明治天皇の皇后。維新期の皇后として社会事業振興の先頭に立ち、日本赤十字社の発展などに大きく寄与しました」と書かれている。

。当地の由来については、「明治六年の夏、明治天皇と皇后がおそろいで、箱根宮ノ下に避暑に赴かれました。その際の八月三日、当地にお立ち寄りになり、清水本陣にご宿泊され、翌四日、当海浜において、漁夫の地引網をご覧になりました。以来、当海浜は明治天皇の行幸を記念して、『御幸の浜』と称されるようになりました」と書かれている。

御幸の浜に立つと、広大な相模湾が望まれるとともに、伊豆・三浦・房総の各半島まで見渡すことができる。夏になると海水浴で浜は賑わい、元旦には、初日の出にあ

わせて初泳ぎが行われるのが恒例となっている。

⑤城内の「明治天皇行幸所」碑

小田原城歴史見聞館(旧小田原御用邸跡・旧小田原城内小学校跡)の学橋西詰にある(城内三)。明治天皇聖蹟小田原町保存会が建て、旧小田原藩主の子孫の大久保忠言が題字を書いている(昭和十五年二月十一日建碑)。当地は足柄県庁跡で、明治六年八月二十八日に天皇が行幸している。

行幸所碑の近くには「明治天皇駐蹕趾」碑がある(昭和九年五月二十八日建碑)。駐蹕趾碑については、「昭和九年学校当事者ニ於テ聖蹟顕彰ノ施設ヲナシタ」もので、明治天皇聖蹟小田原町保存会による「周囲ノ築山土坡」の改修を経て、行幸所碑の「副碑」と位置づけられた。³⁰⁾

駐蹕趾碑の前面には、「明治六年天皇箱根宮之下温泉ヨリ還幸ノ御途次八月二十八日足柄県庁ニ臨御遊バサル実ニ我カ校舎ノ地ナリ今ヤ聖蹟ヲ知ル者漸ク稀ナリ仍テ其ノ盛事ヲ謹ミテ記ス」と刻まれ、裏面には「小田原第

二尋常高等小学校長」の「佐藤喜作」が書した左記の碑文が刻まれている。

此ノ地ハ元ノ小田原城ノ址ニシテ廃藩置県ノ後足柄
県庁ヲ置カレ其当時畏クモ明治天皇ノ鳳輦ヲ迎ヘ奉
リシ所ナリ然ルニ此ノ盛事ヲ知ル者今甚ダ稀ニシテ
職ヲ此ノ聖域ニ奉ズル吾等殊ニ遺憾ニ堪ヘズ仍テ本
校職員相謀リテ之ヲ兒童ニモ告ゲ校内相協力出資シ
テ新タニ記念碑ヲ建テ以テ聖蹟ヲ千載ニ偲ビ奉ルノ
資トナサンコトヲ期ス是ニ於テ昨秋来各般ノ序ヲ履
ミ工ヲ起シ本年本月ソノ竣成ヲ見ルヲ得タリ此ノ碑
ノ題字ハ旧藩侯ノ裔胄子爵大久保忠言閣下ノ筆ニ係
リ文ハ史家片岡永左衛門翁ノ撰ナリ茲ニ聊カソノ顚
末ヲ記シテ後世ニ貽サントス

(四) 大磯町(中郡)

①大磯地区の「大磯宿小島本陣旧蹟」碑

天皇がご宿泊になった本陣跡に立つ(大磯一〇二三付近)。「大磯町文化財研究有志」によって設けられ(昭和

四十三年五月建碑)、側面には、「明治元年十月九日明治天皇が東京遷都のため御東行の際その御宿泊所となつた」と刻まれている。

②大磯地区の「内侍所御羽車奉安之所」碑

神明神社の境内にある(大磯九七八)。題字の右側に「明治元年十月九日御東幸之途次」、左側に「明治元年十二月九日御還幸之途次」と刻まれている。裏面には、「昭和三年明治節 大磯研究会外町内有志」と刻まれている。

行幸に際し、当地に神鏡が安置された。内侍所(賢所)は御所で神鏡が祀られている建物で、御羽車は神鏡を移す際に担ぐ神具である。

境内に設けられている「神明神社 御由緒」には(平成十五年設置)、明治元年の行幸における大磯ご滞在について、詳しく記述されている。

③王城山の「明治天皇観漁記念碑」

山頂にある（大正七年十月建碑）。天皇の大磯ご滞在五十年を期して、銀行家の安田善次郎が別邸の敷地に建てた。内閣総理大臣などを歴任した元老で内大臣の松方正義が題字を書き、裏面には善次郎が書した左記の碑文が刻まれている。

明治元年七月詔シテ江戸ヲ東京ト改称シ親臨政ヲ視ルヘキ旨公布セラレ同九月廿日聖駕京都ヲ発シ十月九日大磯駅御駐蹕更ニ海浜ニ幸シテ扈駕兵士ノ射的ト町民ノ捕漁トヲ天覧アリ漁網ノ岩角ニ掛リシヲ外サントテ漁夫等カ水ニ出没スル姿態及ヒ捕獲セシ魚族ノ澁瀬タル魚槽ヲ漁夫等カ一斉ニ声ヲ立テ御前咫尺ニ運ヒ来ル有様ナト初テノ御観漁ユエ特ニ御興ニ入ラセ玉ヒ漁夫等ニモ下賜品アリ当時供奉員諸氏ノ日記皆ナ之ヲ載ス今謹テ石ニ勒シ之ヲ山上ニ建テ此地ノ栄ヲ永ク後ニ伝フト云フ

④東町一丁目の「明治天皇観漁記念碑」（写真4）

北浜海岸の堤防沿いに立つ（昭和九年建碑）。題字を書いたのは、「明治天皇紀」の編修を担当した臨時帝室編修局総裁の金子堅太郎である。

記念碑の近くには、「朝倉敏之謹誌并書」の「建碑由来」碑があり（昭和九年一月建碑）、左記の碑文が刻まれている。

明治天皇帝より東京へ行幸の途次当駅の本陣小島才三郎方に蹕を駐めて行在所に充てて内侍所と鳳輦



写真 4
（大磯町）「明治天皇観漁記念碑」

の小祠や鳥獸供養塔がある。

(五) 平塚市

① 平塚二丁目の「平塚宿本陣旧蹟碑」

神奈川銀行平塚支店前にあり（平塚二丁目三・九）、
「明治元年十月と同二年三月の両度明治天皇は東京行幸
と遷都に際してここに小休された」と解説されている。

② 榎木町の「明治天皇馬入御小休所趾」碑

相模川に架かる馬入橋西詰近く、ホテルサンライフ
ガーデンの入口付近にある（榎木町九・四一）。平塚市
文化財保護委員の高瀬慎吾による解説「遺跡の由来」に
は、株式会社江陽銀行（明治十五年開業）の初代頭取の
杉山泰助の孫の久吉によって、「昭和十五年皇紀二千六
百年記念」として建碑され、「揮毫は子爵金子堅太郎で
ある」と書かれている。当地には、明治六年に天皇と皇
后、十一年には天皇がご滞在になった。

は神明神社境内の仮舎に納め更に板輿に御し此処に
幸して蛋の綱引を清覧し給へり網の磯に懸りしを外
さんとして数十の漁夫の海中に出没する姿態又裸体の
漁夫が魚の躍れる水槽を掲げ一斉声を放て御前咫尺
に進む様天覧新しく御意に適ひて龍顔殊に麗しく蟹
に御菓子賜ひたり実に明治元年十月九日なりき今茲
大磯町は此無上の光栄を石に刻み聖蹟に立て、永へ
に伝へんとす臨時帝室編集局總裁正二位勲一等伯爵
金子堅太郎氏は町民の請を容れて題字を揮毫せられ
県は此挙あるを聞き百万経営を助けて竣功せしめら
れたり

⑤ 虫窪下追沢地区の明治天皇御製碑

二宮町との境界付近、バス停「富士見平」近くの草地
にある。明治天皇の御製「めにみえぬ神のころにかよ
ふこそ人の心のまことなりけれ」を刻んだ石碑が立ち、
前面の左下に「秦陸軍中将拜書」と刻まれている。「二
宮の廃寺から移した⁽³¹⁾」とされる。隣接して、愛の地蔵尊

③ 浅間町の御手植松

平塚神社には（浅間町一・六）、明治天皇の皇女（常宮昌子内親王と周宮房子内親王）による御手植松が今も生育している。

（六）茅ヶ崎市

小和田三丁目の「明治天皇御小休所趾」碑

バス停「東小和田」近く、国道1号沿いの民家前にあり（小和田三丁目一・三三付近）、円柱形の巨碑には、題字の脇に天皇ご滞在日（明治元年十月十日・十二月九日）が刻まれている（昭和三十六年七月三十日建碑）。

当碑は、「鶴嶺八幡宮の鳥居」に使われていた「花崗岩の円柱の碑」で「新倉隆氏先考長左エ門長右エ門勇吉長松四代の遺志をつぎ御蹟に記念碑を建立する志深く特志家と相はかり建碑す」の碑文が刻まれ、「小和田本宿町内会」と「茅ヶ崎郷土会」の「協賛」を受けて設けられた、という。³²⁾

（七）藤沢市

① 西富一丁目の御膳水井戸（写真5）

無量光院 清浄光寺（遊行寺）には（西富一丁目八・一）、宝物館前に天皇ご滞在に際して用いられた御膳水井戸が保存されるとともに、明治時代における皇族ご滞在の変遷を列挙した解説が設置されている。



写真 5
（藤沢市）清浄光寺（遊行寺）の御膳水井戸

明治天皇のご滞在は六回を数え、明治元年十二月九日

（新暦一八六九年一月二十一日）には「遊行上人とご対面なさる（遊行五十九代尊教上人）」と記されている。

御膳水井戸については、清浄光寺が発行した図書に「明治天皇は三度、当寺に宿泊されており、そのつど、この井戸から御膳水が汲み上げられて使用された井戸で、今日まで大切に管理されている」と書かれている。

② 藤沢四丁目の行幸資料

藤沢台町郵便局（藤沢四丁目五・二）の入る若松ビル
の階段には、明治十四年行幸のご滞在資料（複製）が展示され、実際のご滞在地は、白旗交差点西北角にあった「若松」と称する高級旅館であった、などと解説されている。

③ 本町一丁目の「明治天皇行在所記念碑」

集合住宅前の歩道沿いに「福元屋本店跡 明治天皇行在所記念碑」（平成二十四年六月建碑）がある（本町一丁目三・三四）。「五代目当主」による建碑で、側面に

「弘化二年（一八四四年）初代寺田三郎兵衛（満弘）が創業。質素と誠実を家訓とし稲元屋呉服店の礎を築いた。明治二十四年亀井野の陸軍大演習天覧のため行在所となった。石碑は皇紀二千六百年（昭和十五年）町民の意気発揚のため建立された」と刻まれている。

昭和十五年に設けられた「石碑」とは、背後の小丘の稲荷社近くに遺されている「明治天皇行在所記念碑」

（昭和十五年二月十一日建碑）である。陸軍大将の荒木貞夫が題字を書き、裏面に左記の碑文が刻まれている。

明治二十四年十月近衛師団秋期演習天覧ノ為明治天皇
藤沢町へ行幸ニ際シ当家ハ忝クモ行在所ノ光榮ニ浴シ
祖父満弘養父満重ト共ニ深く皇恩ノ厚キニ感泣シタリ
茲ニ皇紀二千六百年ヲ期シ聖蹟碑ヲ建設シ以テ当町ノ
榮譽ヲ永久ニ伝ヘ併テ町民奮起ノ資トナス

末尾には、撰文者として「三代寺田三郎兵衛豊通」と実弟の「陸軍中将工學博士川上義弘」の兩名が刻まれている。

④高倉地区の「駐蹕之碑」

長後駅近くの民家の庭にあり（高倉六五〇付近）、「浅田徳則謹誌」の左記碑文が刻まれている（明治三十二年十月建碑）。

明治二十四年禁軍大関相模天皇行幸親観之是日駐蹕於渋谷村井上欣平氏後賜其所御卓欣平薫沐拝受以為是不独我之榮実子孫万世之幸矣宜勒之石以伝不朽使子孫永識聖恩之厚也頃者来請予文因書其事以与之

碑を建てた井上家には、「遠近の人士」から「慶祝」の短歌が寄せられたため、明治三十五年、「永く家宝として後代子孫に遺さん」として『御幸の光』が上梓された。同書には、当主の短歌「すめらきの駒とめまし、御めくみを千代万代につたふ石ふみ」やその夫人の「いましの飯の宮居となりしより賤のふせやも世に光りつゝ、」を始めとして、全百九首の短歌が収録されている。⁽³⁴⁾

（八）鎌倉市

①鶴岡八幡宮の「明治天皇鎌倉御野立所」碑（写真6）

八幡宮本宮の背後の大臣山（非公開）へ至る石段の右側にある（雪ノ下二丁目一・三二付近）。昭和八年十一月、「史蹟名勝天然紀念物保存法」（以下「保存法」と略称）に基づいて文部省の聖蹟指定を受け（昭和二十三年六月解除）、十年三月に建碑された。



写真 6
（鎌倉市）「明治天皇鎌倉御野立所」碑

石段の左側手前には、山上に立つ記念碑の解説として、左記の内容が石碑に刻まれている。

明治天皇閱兵之处ト題スル碑此ノ山上ニ在リ明治六年四月十五日大臣山上ニ初メテ野外對抗演習ヲ閱セラル此レ其ノ御遺蹟ナリ書ハ当時ノ指揮長官曾我陸軍中將ノ揮毫ニ係ル

近年（平成二十七年十一月三日）、隣に「明治天皇閱兵之处」碑の解説パネルが鎌倉八幡宮・鎌倉明治会によつて設けられ、碑文の全文が翻刻して示されるとともに、「明治六年四月十五日、明治天皇は大臣山にて、初めて我が国陸軍の野外演習をご親閲になられました。天覧野外演習の初めといわれます。その後、八幡宮廻廊にてご装束にお召替えになり、御本宮を御親拝になられました。明治の愛国心、質実剛健の国民思想、その輝かしい躍進と功績に思いを致し、明治天皇の遺徳を敬慕し、明治の精神を顕揚するため設立された鎌倉明治会五十周年の佳節に当たり、大臣山の整備事業と記念式典が執行されました」と解説されている。

閱兵之处碑は、鶴岡八幡宮奉賛会ならびに帝国在郷軍人会鎌倉町分会・同鎌倉郡聯合分会によつて設けられ（昭和三年十一月三日建碑）、陸軍中將の曾我祐準が題字を書き、裏面に左記の碑文が刻まれている。

明治天皇夙ニ武勇ヲ重シ兵制ノ基ヲ定メ給フ六年二月教導団歩兵第一大隊及歩兵第五大隊ノ鎌倉ニ野営スルヤ特ニ指揮長官ヲ陸軍少將曾我祐準ニ命シテ演習ヲ統裁セシム四月十四日車駕場ニ臨ミ翌十五日御馬ヲ鶴岡八幡社前ニ立テテ二隊ノ整列及分列式ヲ親閲シ其ノ攻守對抗運動ヲ此ノ处ニ觀給フ時ニ一隊ハ社域ヲ拋守シ一隊ハ金沢口ヨリ来リ攻ム朝来ノ大雨御衣ニ滴ル將卒感激シ奮闘スルコト時余劍光銃火勇壯ヲ極ム是レ実ニ天覧野外對抗演習ノ初ナリ茲ニ昭和ノ大札ニ丁リ同志ニ檄シテ碑ヲ建テ聖蹟ヲ不朽ニ伝ヘ国軍發展ノ溯源ヲ明ニス

②鎌倉宮の「鎌倉宮碑」（写真7）

境内の神苑にある（二階堂一五四）。元帥陸軍大將の

貞愛親王が題字を書き、書家の巖谷修が撰文し（明治六年五月）、内閣総理大臣などを歴任した松方正義が書して（大正十年六月）、左記の碑文が刻まれている。



写真7
（鎌倉市）「鎌倉宮碑」

明治六年四月十六日車駕幸鎌倉親祭故征夷大將軍二品護良親王越十七日還闕勅太政大臣三条実美曰親王在皇室式微武臣專横之日艱楚軀欽遂能恢復鴻業而貝錦萋斐吞冤薨朕每憶之未嘗不歔歔泣下也今親弔遺跡

感慨殊深顧朕否德幸膺泰運復大權于既墜雖曰由祖宗遺德与股肱致力亦不可謂無親王之靈翼賛于冥冥中者卿其罔所以表彰焉実美拜稽首曰敬承明詔矣抑親王忠憤義烈以身殉国事具史冊不必待称揚惟陛下聖明今日而有斯挙洵是曠古盛典不独親王瞑目于地下陛下盛德亦将伝久遠而不泯也請勒諸石上曰可於是少内史巖谷修奉命記其由係以銘銘曰

土窟幽暗 久没蒿蓬 昌運維新 有煥其宮
明主之德 親王之忠 千秋赫奕 孰不欽崇

近くには、木製の掲示が設置され、「鎌倉宮碑」の碑文が左記のように書き下されている。

明治六年四月十六日車駕幸鎌倉二幸シ親シク故征夷大將軍二品護良親王ヲ祭ラセ給フ越エテ十七日闕ニ還ラセ給ヒ太政大臣三条実美二勅シテ曰ク親王ハ皇室式微武臣專横ノ日ニ在リ艱楚軀欽遂ニ能ク鴻業ヲ恢復ス而シテ貝錦萋斐冤ヲ吞ミテ薨シ給フ朕之ヲ憶フ毎ニ未タ嘗テ歔歔シテ泣下ラズンバアラザルナリ今親シク遺跡ヲ弔ヒ感慨殊ニ深シ顧ミルニ朕否德幸ニ

泰運ニ膺リ大権ヲ既墜ニ復ス祖宗ノ遺徳ト股肱ノ力ヲ致シタルトニ由ルトイフト雖モ亦親王ノ靈冥冥ノ中ニ翼賛シタル者ナシト謂フベカラズ卿其レ表彰スル所以ヲ図レト実美拝シ稽首シテ曰ク敬ミテ明詔ヲ承ハル抑親王ノ忠憤義烈身ヲ以テ国ニ殉ズ事ハ史冊ニ具ニシテ必ズシモ称揚ヲ待タズ惟フニ陛下ノ聖明今日ニシテ斯ノ挙アリ洵ニ是レ曠古ノ盛典ニシテ独リ親王ノ地下ニ瞑目セサセ給ハムノミナラズ陛下ノ盛徳モ亦将ニ久遠ニ伝ハリテ泯ビザラムトスル也請フ諸レヲ石ニ勒セムト上曰ハク可ナリト是ニ於テ少内史巖谷修命ヲ奉シテ其由ヲ記シ係グルニ銘ヲ以テス銘ニ曰ク

土窟幽暗

久シク蒿蓬ニ没ス

昌運維レ新ニ

煥タル其宮アリ

明主ノ徳

親王ノ忠

千秋赫奕

孰レカ欽崇セザラム

③ 稲村ヶ崎公園の明治天皇御製碑

公園には、「新田義貞」と題する明治天皇の御製「投げ入れし剣の光あらはれて千尋の海もくかとなりぬる」(明治十一年以前詠)が刻まれた石碑がある(稲村ヶ崎一丁目一九)。海軍大将で内閣総理大臣を務めた岡田啓介の揮毫で、裏面には、「昭和十九年十月建設 稲村ヶ崎史蹟顕彰会」と刻まれている。

当地には、鎌倉町青年会が建てた「稲村ヶ崎」碑が立ち(大正六年二月建碑)、「今ヲ距ル五百八十四年ノ昔元弘三年五月二十一日新田義貞此ノ岬ヲ廻リテ鎌倉ニ進入セントシ金装ノ刀ヲ海ニ投ジテ潮ヲ退ケンコトヲ海神ニ禱レリト言フハ此ノ処ナリ」の碑文が刻まれている。その他、裏面に「明治廿七年三月建」と刻まれ、前面については「近衛中将源義貞朝臣」「高時」等の文言を読み取ることができ、ものの、石面の摩耗により碑文が読み取り難くなっている石碑や、「保存法」に基づいて文部省による指定(昭和九年三月)を受けたことに伴う「史蹟稲村ヶ崎新田義貞徒涉伝説地」碑(昭和十九年十月建

碑)なども近くに立つ。

(九) 川崎市

① 川崎区本町一丁目の「内侍所奉安所跡」碑

京浜急行電鉄大師線沿い、集合住宅の駐車場脇にある(川崎区本町一丁目三・四付近)。市民団体「東海道川崎宿二〇二三」と川崎区役所によって設けられた(平成二十年八月建碑)。明治元年行幸に際し、当地に神鏡が安置されている。駒札型の解説には、「明治元年(一八六八)十月十二日、明治天皇は京都から東京に行幸の際、田中本陣で昼食の後、休息され、高齢者や善行者にほうびを賜りました。このときの一行は総数七千八百人の大行列でした。この際、内侍所は田中本陣のとなり、紀伊国屋平兵衛宅裏(現在、碑が立っているあたり)に設けられました」と書かれ、さらに「内侍所とは、神鏡を奉安するための場所、かつて女官(内侍)が奉仕したところから名付けられました」との詳しい注記も書かれている。

旧東海道沿いの本陣跡には(川崎区本町一丁目四・六付近)、「明治天皇の東幸の際、田中本陣で昼食をとり、休憩したとの記録がある」と解説に書かれている。

② 川崎区本町二丁目の「明治天皇六郷渡御碑」

多摩川に架かる六郷大橋の南詰にあり(川崎区本町二丁目)、側面には「明治元年九月二十日、明治天皇は東京行幸のため京都御所を出発され、十月十二日、川崎宿に御到着された。その当時、多摩川には橋が架けられていなかったため、地元では対岸まで二十三艘の船を並べて船上に板を敷き、渡御を仰いだ。とき、まさに、近代への夜明けであった」と刻まれている。別の側面には、「武州六郷船渡図」(画・魁斎芳年、横浜開港資料館蔵)を模したと思われるレリーフが嵌め込まれている。

③ 幸区幸町二丁目の「明治天皇御幸之蹟」碑

明治十七年三月十九日の観梅に際し、明治天皇が多摩川を渡橋された場所には(幸区幸町二丁目六三二)、「明

治天皇御幸之蹟」碑があり（昭和十五年十一月三日建碑）、下部に「御渡橋記念之碑」の銘板が嵌め込まれている。題字を書いたのは、明治神宮三代宮司で海軍大将の有馬良橘で、川崎市長が書いた裏面の碑文には、行幸の際に天皇が渡られた橋の石柱が当碑として用いられた、などと刻まれている。

④幸区東古市場の御幸公園

当地は、小向梅林跡である（幸区東古市場一）。明治十七年の観梅に際し、天皇は「梅みむと思ひたつ日はのる駒のあしさへすすむ心地こそすれ」や「梅見むとこまをはやめてゆくみちに匂ふもうれし春のあさ風」の御製（短歌）を詠まれた。一首目の大意は「思い立って観梅へ向かうその日、愛馬の足取りさえ軽やかな気がするものよ」。二首目は「愛馬を急かせて観梅へ向かう道に吹く春風、その風が花の香りを運んでくるのが嬉しい」。

公園には「明治天皇臨幸御観梅跡」碑が立つ（写真8）。題字を書いたのは、昭和天皇の侍従長や内閣総理



写真 8
（川崎市幸区）「明治天皇臨幸御観梅跡」碑

大臣などを歴任した海軍大将の鈴木貫太郎である。市の教育委員会が資料を提供し、ロータリークラブが寄贈した解説「御幸梅林」（昭和五十六年設置）には、「明治十七年三月十九日には、明治天皇が観梅のため行幸になり、のち明治二十三年小向村他数ヶ村の合併に際しては、この光栄を記念して、村名を御幸村と名づけました」と書かれている。

御幸公園の近くには、御幸小学校、御幸中学校、みゆき幼稚園、御幸歩道橋などがあり、御幸通り商栄会という商店街もあって、天皇の行幸にちなむ「御幸」や「みゆき」は、地元では今も馴染みが深い。

川崎市では、市制百周年（令和六年）に向けて、明治天皇にゆかりある梅林の復活を進める「御幸公園梅香事業」に取り組んでいる。平成二十七年（二〇一五）度、梅林整備費として幸区は、早くも四百五十九万円を計上し、公園内の古木を植え替えながら、少しずつ本数を増やしていく計画を立案し、御幸公園を管理する区道路公園センターは、「地域の意向も踏まえながら、行幸の地にふさわしい公園にしたい」と意欲を示している。³⁶

幸区役所が策定した「御幸公園梅香事業推進計画」（平成二十九年二月）では、区長が「はじめに」の冒頭で「川崎市幸区の北側に位置する小向一帯は江戸時代に梅が栽培され、梅林の名所として有名になりました。明治十七（一八八四）年には、観梅のため明治天皇が行幸（御幸）された歴史があり『御幸』や『幸区』の名称は

このことに由来しています」と書き記すとともに、「御幸公園梅香事業実施要綱」の第一条（目的）において「幸区の魅力ある地域資源の一つであり、明治天皇が観梅に行幸された御幸公園において、豊かな緑、文化、芸術、歴史等の特徴を活かしながら、区民の地域への愛着と誇りを育んでいくため、様々な主体との連携及び協働を通して、賑わい及び彩り豊かな『御幸公園梅香（うめかおる）事業』を実施する」と明記されるなど、明治十七年の明治天皇の行幸は、梅香事業の出発点として位置づけられている。

幸区長が委員長を務める「御幸公園梅香事業推進会議」は、幸区町内会連合会、古市場町内会、小向仲野町新生会、幸区老人クラブ連合会、幸区子ども会連合会、幸観光協会、幸区スポーツ活動連合振興会、株式会社東芝小向事業所、市立小学校、教育委員会文化財課の代表や担当者が委員として参画し、梅の植樹、写真展、講演会、観梅会などの諸活動を通じて、梅林の復活と地域の活性化を目指して活動が続けている。

(十) 横須賀市

① 本町三丁目の「明治天皇横須賀行在所趾」碑

学校法人御幸学園が運営する横須賀幼稚園の敷地は（本町三丁目九）、かつての横須賀（向山）行在所跡である。国道16号から幼稚園へ向かう道の角には（本町二丁目七・六付近）、「明治天皇横須賀行在所入口」と刻まれた石碑があり、幼稚園前の園庭には、「聖蹟」碑とともに「明治天皇横須賀行在所趾」碑（昭和十一年四月建碑）が立ち、市が解説を設置している。

聖蹟碑の題字を書いたのは海軍大将の加藤寛治で、行在所趾碑は、「保存法」に基づく文部省による聖蹟指定を受け（昭和八年十二月）、建碑された（昭和二十三年六月解除）。

② 緑ヶ丘地区の「明治天皇御駐蹕」碑（写真9）

横須賀幼稚園の園庭の先の階段を緑ヶ丘学院へ向かって上ると、坂道の途中にある。昭和八年十一月三日に除幕式が行われ、題字については「前・横須賀市長で建碑



写真9
（横須賀市）「明治天皇御駐蹕」碑

委員長を務めていた大井鉄丸氏が、東郷平八郎元帥に揮毫を依頼し、碑の頂に据えられた「球上の金鶏は、當時東京市蒲田町にあった工芸研究所が製作した」。

隣接して設置されている「明治天皇御駐蹕御事蹟」碑には、当地にご宿泊になった三回の行幸について、左記の内容が刻まれている。

一 明治四年十一月二十一日東京浜御殿ヨリ龍驤艦ニテ行幸造船所各工場ヲ御巡覧御二泊ノ後東京丸ニテ還幸

二 明治六年十月十七日皇后陛下御同列ニテ横浜港ヨリ蒼龍丸ニテ行幸造船所ヲ御巡覧御一泊翌十八日行在所ニ於テ猿島沖ノ艦隊運動ヲ天覧蒼龍丸ニテ還幸

三 明治八年三月五日清輝艦進水式ノ為横浜港ヨリ龍驤艦ニテ行幸造船所組立工場ニ陳列ノ清輝迅鯨両艦ノ汽機ヲ天覧ノ後式場臨御終リテ御一泊翌六日海軍兵学校造船所饗舎ノ御巡覧明治丸ニテ還幸

③ 汐入町の御幸橋跡

横須賀駅が開業すると、鎮守府へ馬車で向かう際、天皇は水路に架けられた橋を渡られるようになる。この橋は、いつしか御幸橋と呼ばれるようになり、京浜急行電鉄の汐入駅前には、今も親柱が遺されている。市が設置した解説には、「当時の記録によりますと、『御料ノ馬車ニ移ラセラレ停車場ヲ御発、御順序ナル湊町通り左へ幸橋ヨリ汐留及ビ元町通り左へ鎮守府ニ御着』とあります。

親柱に『大正四年』『御幸橋』と刻まれており、この年に改修され、それ以前は木製の橋だったそうです」と書かれている。

④ 西浦賀一丁目の「明治天皇駐蹕之跡」碑

西叶神社の境内にある（西浦賀一丁目一・一三）。当地は、明治十四年五月十八日行幸の際のご滞在地（西岸学校）跡である。「ガラス窓にステンドグラスが入るなど当時としてはモダンな学舎」で、駐蹕之跡碑は「天皇が小休を取られた教室の位置」に設けられ、「除幕式は昭和三年四月一日に行われ、題字は当時明治神宮宮司であった陸軍大将一戸兵衛の揮毫³⁸」である。

（十一） 相模原市

① 緑区与瀬地区の「明治天皇与瀬御小休所趾」碑

旧与瀬宿の本陣跡、国道20号沿いにある（緑区与瀬一三二五・一五）。陸軍大将の荒木貞夫が題字を書き、裏面には「十四代当主 坂本是成」による左記の碑文が刻

まれている（昭和十五年二月十一日建碑）。

維時明治十三年六月十七日畏クモ明治天皇山梨三重
及京都行幸ノ御途次御小休ミ遊ハサレタル聖跡ナリ
先考坂本是正ノ遺志ニヨリ紀元二千六百年記念トシ
テ之ヲ建設ス

②緑区吉野地区の「聖蹟」碑

旧吉野宿の本陣建物跡にある（緑区吉野二三八）。傍らには、天皇ご滞在時の三階建ての大型土蔵が現存し、旧藤野町の教育委員会が設置した解説には、古写真「吉野本陣五層楼」が掲載され、「明治13年明治天德行幸の際は行在所となり、陛下はこの二階で昼食をされた」との記載がある。道沿いに設置されている「歴史的建造物マップ（吉野地区）」には、「吉野家土蔵」の解説として、「五層楼は明治二十九年の吉野の大火により焼失しましたが、三階建の大型土蔵は大火を耐え現存しています」と書かれている。道向かいの資料館「吉野宿ふじや」には、ご滞在当時の建物が模型で復原されている。

（十二）厚木市

①妻田西一丁目の「明治天皇妻田行在所 附御膳水」碑
厚木住宅公園近くの永野家の邸内にある（妻田西一丁目七・三）。昭和十年十一月、「保存法」に基づき文部省の聖蹟指定を受け（昭和二十三年六月解除）、翌年四月二十九日に建碑された。隣には、聖蹟に指定されていた当時の説明板が復原され、「明治十四年近衛兵対抗運動天覧の神奈川県行幸の際四月二十八日より三十日迄御駐泊あらせられたる処に志てよく旧規模を存也邸内には御膳水の井戸あり」と墨書されている。

明治十四年四月二十八日からの近衛兵の演習に際して、当地が行在所となった（三泊）。

②鳶尾四丁目の「天覧所」碑

天覧台公園の階段のところにあり（鳶尾四丁目一三）、裏面には「明治十四年四月二十九日近衛兵対抗運動之時明治天皇天覧之地 大正十年十一月十日建立」と刻まれている。当地は、演習の際に第一天覧所であった。第二

天覽所となった「小高き丘陵地にして、金比羅社の鳥居脇」の「四囲展望好適の地」には、同様の「天覽所」碑が設けられ、裏面にも同一の碑文が刻まれていたものの、今は確認し得ない。演習の際、「ここに青い卓子掛けを掛けた卓子が一つ置いてあり、陛下には望遠鏡を御手に演習の状況を御覧あそばされた」という。

③愛名地区の「天行幸之地」碑

高松山の山頂にある。題字を書いたのは、参事院議官を務めていた国学者の福羽美静で、前面の題字下には、「この相模国愛甲郡愛名村高松山に明治十四年四月三十日天皇武官軍人を比きゐたまひて軍を南北にわち対抗運動の訓練をなさしめこれを観たまへり天皇の天職を重んじて勤苦したまふやかくのことき実に感激にたへずよりいまその高松山に碑をまうけ蹟を永遠につたへてこれをあふかんとす」ならびに「明治十五年十一月 村人石井市次郎のもとめによりてしるす」の碑文が刻まれている。碑の裏面には、建碑日（明治二十一年四月三日）



写真10
（厚木市）青年団たちによって構築された高松山の頂上へ至る石段（左）と「復旧記念碑」（右）

と発起人の氏名が刻まれている。

交差点「森の里東入口」を高松山方面へ折れ、百mほど進んだ道沿い左側に「明治天皇高松山聖地」碑が立つ。裏面には「神奈川県知事 大村清一」と、台石には横書きで「昭和十四年五月 南毛利青年団建立」と刻まれている。

山頂へ至る石段の途中には、「復旧記念碑」が立ち

（写真10）、裏面に「明治天皇の御聖徳を仰ぎ奉り聖蹟保存の爲め県並に村補助を得南毛利村青年団及び愛名地元一同の赤誠奉仕に依り昭和十二年四月起工昭和十五年四月竣工 建之」と刻まれている。⁽⁴⁾

おわりに

本稿は、神奈川県明治天皇聖蹟に関する先学の研究を引き継ぎ、県内各地に位置する聖蹟を踏査し、現状について報告する目的で執筆した。完璧を期すことは叶わなかったものの、それなりに所期の目的を達成し得たのではないか、と思っている。

寺崎弘康が着目した聖蹟保存組織の遺産は、今も各地に遺され、継承されている。例えば、明治天皇聖蹟小田原町保存会の活動では、「明治天宮ノ前行在所跡」や「明治天皇本町行在所跡」が小田原市の指定史跡となっているほか、御幸の浜には市の観光課が設けた詳しい解説が設置されていて、明治天皇との縁が一目で理解でき

る。

横須賀市では、明治天皇の足跡を次代へ継承しようとする「横須賀の文化遺産を考える会」が活発に活動している。『明治天皇行幸の軌跡 鎌倉・横須賀・浦賀』の刊行に際し、推薦文を寄せた教育長による「私たちがその碑の前に立つ時、その当時の情景に思いを馳せると共に、その背景にある歴史を正しく読み取ること」⁽⁴⁾が望まれる、との一文は心に響く。

シアル桜木町アネックスの一階フロアーに設けられている「旧横濱鉄道歴史展示（旧横ギャラリー）」には、明治天皇の行幸を仰いで、明治五年に開業した横浜停車場を追体験できるかのような趣向が多岐に亘って凝らされていて注目される。開業当時の「10号機関車」や復原された「中等客車」が高層ビルの内部に収められているのには驚嘆した。行幸を念頭に置いた展示品やパネル解説も充実している。

平成二十七年（二〇一五）に始まり、令和六年（二〇二四）の市制百周年に向けて、川崎市幸区が推進してい



写真11

（川崎市幸区）観梅会の会場と「明治天皇臨幸御観梅跡」碑（右）

る「御幸公園梅香事業」には、引き続き強い関心を注いで見守りたい。令和二年二月二十四日の観梅会では、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴って規模こそ縮小されたものの、各種の催しが企画され、多くの人出があった（写真11～17）。



写真13

（川崎市幸区）「明治天皇臨幸御観梅跡」碑と観梅会のポスターの前で記念撮影



写真12

（川崎市幸区）区から表彰される地元の高校生



写真15
(川崎市幸区) 小向梅林の歴史を学ぶ見学会の講師と参加者



写真14
(川崎市幸区) 今年も新たな梅の幼木が植樹された



写真17
(川崎市幸区) 小学生が描いた明治天皇の小向梅林行幸



写真16
(川崎市幸区) 会場では野点が催された

注

(1)

連載「聖蹟を歩く」を年代順に列举すると、以下の通りである。これまで、四十五回にわたって、『代々木』誌にほぼ毎号にわたって執筆している(カッコ内は掲載年月)。「孝明天皇と明治天皇」(平成二十一年十二月)、「大坂行幸と東京行幸」(二十二年三月)、「明治五年九州・西国巡幸」(二十二年六月)、「明治九年奥羽・函館巡幸(上)・(下)」(二十二年九月・十二月)、「明治十年京都・大和国行幸」(二十三年三月)、「明治十一年北陸・東海道巡幸(一)・(十)」(二十三年六月・二十七年一月)、「聖蹟を歩く 番外編」(二十三年九月)、「明治十三年甲州・東山道巡幸(一)・(十)」(平成二十七年四月・二十九年七月)、「明治十四年北海道・秋田・山形巡幸(一)・(十九)」(平成二十九年十月・令和四年四月)。連載「明治天皇聖蹟と平成日本」を年代順に列举すると、以下の通りである。十二回にわたって、『代々木』誌に執筆した(カッコ内は掲載年月)。「校歌に歌いつがれる明治天皇の行幸―京都市立伏見板橋小学校」(平成二十一年十二月)、「絵画『農民収穫御覧』に描かれた饅頭―名古屋の老舗『つくは祢屋』の秘話」(二十二年三月)、

(3)

「明治天皇小島行在所保存会―熊本の聖蹟保存活動」(同年六月)、「瑞巖寺百二十二世住職眞壁太陽の光栄」(同年九月)、「五戸町の行幸天覧記念行事『田の草取り唄』」(同年十二月)、「京都の聖蹟調査二十年―ある研究者の足跡」(二十三年三月)、「聖蹟を守り続けて百三十三年―長野県御代田町の高山家」(同年六月)、「順徳上皇と明治天皇をお迎えして―上越市青木家の誉れ」(二十四年三月)、「雅楽演奏団体『洋遊会(暢日連)』の誉れ」(同年九月)、「名誉回復を果たした水戸藩勤王の烈士」(二十五年一月)、「老舗の料理旅館は聖蹟とともに―滋賀県愛知郡愛荘町の『竹平楼』」(同年四月)、「明治天皇の聖蹟でつながる縁」(同年七月)。連載「みゆき探訪記」を年代順に列举すると、以下の通りである。これまで、二十七回にわたって、『代々木』誌に断続的に執筆している(カッコ内は掲載年月)。「銀座のみゆき通り―東京都中央区」(平成二十六年十月)、「御幸山―名古屋市天白区」(二十七年一月)、「御幸町―東京都小平市」(同年四月)、「御幸町と御幸山―滋賀県大津市」(同年七月)、「御幸町―岐阜県多治見市」(同年十月)、「御幸公園―神奈川県川崎市幸区」(二十八年一

月)、「行幸堤―埼玉県幸手市」(同年四月)、「御幸橋―岐阜県土岐市」(同年七月)、「御幸橋と御幸町―愛知県春日井市」(同年十月)、「御幸新道―岩手県盛岡市」(二十九年一月)、「御幸ヶ原―栃木県宇都宮市」(同年四月)、「再巡橋―岩手県奥州市、九年橋―御幸橋―岩手県北上市」(同年七月)、「御幸通り―茨城県結城市」(同年十月)、「行幸堤と御幸町―岡山市」(三十年七月)、「みゆき通りと御幸通り―兵庫県姫路市」(三十一年一月)、「御幸の浜―神奈川県小田原市」(令和元年七月)、「御幸橋―青森県十和田市・弘前市」(同年十月)、「御幸橋―熊本市西区、行幸橋―行幸坂―熊本市中央区、御幸町―熊本市南区」(二年一月)、「天覧山―埼玉県飯能市」(同年四月)、「行幸田―群馬県渋川市」(同年七月)、「みゆき町・御前水町―北海道室蘭市、御幸町―茅部郡森町」(同年十月)、「美由岐賀岡―新潟市、御幸町―新発田市、明治公園―長岡市」(三年一月)、「みゆき公園―山形県上山市」(同年四月)、「みゆき橋跡―大阪市中央区」(同年七月)、「御幸橋跡―横須賀市」(同年十月)、「御幸橋―栃木市」(四年一月)、「御幸坑―秋田県湯沢市」(同年四月)。

連載「明治天皇聖蹟の調査と研究」で取り上げた道府県

(4)

(5)

名を年代順に列举すると、以下の通りである。これまで二十四回にわたって、『神園』誌に執筆している(カッコ内は掲載年月)。京都府(平成二十一年十一月)、大阪府(二十二年五月)、熊本県(同年十一月)、富山県(二十三年五月)、新潟県(同年十一月・二十四年五月)、福井県(同年十一月)、滋賀県(二十五年五月・十一月)、静岡県(二十六年十一月・二十七年五月)、山梨県(同年十一月)、長野県(二十八年五月・十一月)、岩手県(二十九年五月)、三重県(同年十一月)、山口県(三十年五月)、岡山県(同年十一月)、宮城県(令和元年五月)、秋田県(同年十一月)、北海道(二年五月)、山形県(三年五月)、群馬県(同年十一月)、福島県(四年五月)。

「明治天皇聖蹟の調査と研究」(『かしはら』一六〇号、平成二十三年三月、榎原神宮庁)、「明治九年の日光行幸と明治天皇聖蹟」(『大日光』八一号、同年四月、日光東照宮)、「明治天皇の巡幸」(『皇室』五五号、二十四年八月、扶桑社)、「六大巡幸秘話」(『歴史読本』五七卷一二号、同年十二月、新人物往来社)、「明治天皇の御製碑について」(『宮中の和歌―明治天皇の時代 宮内庁宮内公文書館・明治神宮共催展示図録』、二十六年十月、明治

(6)

神宮)、「産業の振興に寄与した北陸・東海道巡幸」(「明治天皇 その生涯と功績のすべて」、二十九年七月、宝島社)、「明治天皇巡幸の記録」(「旅の手帖」、三十年五月、交通新聞社)などの執筆がある。

「北海道の明治天皇聖蹟―明治十四年巡幸を中心に」(平成二十八年七月二十五日、北海道代々木会)、「大田区立聖蹟梅屋敷公園について」(同年十一月十四日、明治神宮崇敬会大田支部)、「銀座界隈『みゆき道』めぐり」(二十九年六月十日、新潮社)、「明治天皇の記念碑について―岩手県現状」(同年六月十七日、東アジア近代史学会)、「明治天皇と大阪―聖蹟探訪の魅力を語る」(同年十一月二十日、住吉大社)、「明治天皇の埼玉県行幸―所沢ご滞在を中心に」(同年十一月二十六日、明治神宮崇敬会所沢支部)、「明治維新百五十年を迎えて―岩手県の明治天皇聖蹟を歩く」(三十年六月二十一日、岩手県神社庁)、「明治天皇と富山県―明治維新百五十年・北陸巡幸百四十年」(同年八月五日、富山県神社総代会砺波支部)、「明治天皇と京都―聖蹟を訪ねて」(同年八月二十二日、京都府神社庁)、「明治天皇と山梨県―明治維新百五十年」(同年十月二十二日、山梨県神社庁)。

(7)

「明治時代の浜離宮―明治天皇と皇后(昭憲皇太后)のご滞在を中心に」(同年十一月十日、都立浜離宮恩賜庭園)、「明治天皇の北海道巡幸と島松駅通所―中山久藏翁没後百年 記念シンポジウム」(令和元年九月二十三日、北広島市教育委員会)、「播磨地域の明治天皇聖蹟を歩く―はりま歴史講座」(同年十月十九日、姫路獨協大学)などの学会発表・講演がある。

『明治天皇の聖蹟を歩く 西日本編』は、平成三十年十一月一日、株式会社 KADOKAWA より刊行された。西日本の二十七府県の聖蹟情報が収録されている。第一章(近畿地方)が京都府・大阪府・奈良県・滋賀県・三重県・兵庫県・和歌山県、第二章(北陸地方)が富山県・石川県・福井県、第三章(中国地方)が岡山県・広島県・山口県・鳥取県・島根県、第四章(四国地方)が香川県・愛媛県・徳島県・高知県、第五章(九州地方)が福岡県・熊本県・長崎県・鹿児島県・大分県・宮崎県・佐賀県・沖縄県である。明治天皇の行幸・巡幸や聖蹟などについて、何らかの情報を掲載した自治体数は、第一章で五十五、第二章で二十四、第三章で十二、第四章で七、第五章で十九を数え、全体では百十七に達する。

(8) 『明治天皇の聖蹟を歩く 東日本編』は、令和四年一月

二十四日、株式会社 KADOKAWA より刊行された。東日本の二十都道県の聖蹟情報が収録されている。第一章（関東地方）が東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県、第二章（東海地方）が愛知県・静岡県・岐阜県、第三章（甲信越地方）が長野県・新潟県・山梨県、第四章（東北・北海道地方）が福島県・宮城県・岩手県・青森県・北海道・秋田県・山形県である。明治天皇の行幸・巡幸や聖蹟などについて、何らかの情報を掲載した自治体数は、第一章で百二、第二章で四十、第三章で四十七、第四章で九十六を数え、全体では二百八十五に達する。

(9) 寺嶋弘康の論考「明治天皇聖蹟顕彰運動の地域的展開―

神奈川県を事例に」は、横浜国際関係史研究会・横浜開港資料館『CHC 情報課長ドン・ブラウンとその時代―昭和の日本とアメリカ』（平成二十一年三月、日本経済評論社）の第2章として収録されている（三五―六三頁）。

(10) 柴崎力栄「関東地方における明治天皇親率演習―一八八

一年の厚木行幸を中心に」（『近代日本と情報 年報・近代日本研究一二』一一六―一三七頁、平成二十一年十一月、

山川出版社）。

(11) 石野瑛『明治天皇と神奈川県』（昭和三十六年、武相学

園）は、明治天皇の崩御から五十年を期しての刊行であった。石野は、「昭和十五年より十七年春、武相学園創設に着手するまで、専ら明治天皇の神奈川県行幸のことを調査」し、「原稿用紙千数百枚」の原稿「聖駕のみあと」を執筆したものの、戦災により「焼失してしまったものと諦めていたところ、戦後の或る日、大きな風呂敷があらわれた。ほどこいて見るとこの原稿であった」と「序」で記している。「神奈川県の御蹟」の節では、六十六の項目を立てて、明治天皇の行幸を概観している。

「明治天皇御蹟一覧」に聖蹟情報が掲載されている自治体と箇所数は、横浜市24、川崎市5、鎌倉市5、藤沢市9、横須賀市10、高座郡綾瀬町1、茅ヶ崎市3、平塚市3、中郡大磯町6、中郡二宮町2、小田原市6、足柄下郡箱根町9、厚木市4、津久井郡相模湖町5、となっている（三〇五―三一〇頁）。

(12) 横須賀の文化遺産を考える会『明治天皇行幸の軌跡 鎌倉・横須賀・浦賀』の刊行に際し（平成二十二年二月）、会の代表を務める長浜つぐおは、「刊行にあたって」に

において、「今上天皇陛下御即位二十年奉祝事業」として企画された本書は、「横須賀発展の大きな礎となった横須賀造船所の建設を中心に、郷土の歴史関連資料を収集・検証し、いわゆる『目で見える郷土史』を編纂すること」を旨指して続けてきた当会の活動の一環であり、「横須賀造船所に新たな歴史を加えた明治天皇の行幸に着目」した本書において、全十七回に及ぶ横須賀行幸について、「関連資料をひとつひとつ丹念に調査、検証し、当時の行幸の詳細を再現するよう努め」たと記し（四頁）、注（11）の石野著などを「ベースに写真・図版を多用した」と書いている（一三六頁）。

本書は、第一章の「鎌倉行幸の軌跡」、第二章の「横須賀行幸の軌跡」、第三章の「浦賀行幸の軌跡」から構成されている。第一章では明治六年四月の行幸について、第二章では明治四年十一月から四十三年十月に及ぶ横須賀行幸について、第三章では明治五年四月と十四年五月の浦賀行幸について解説されている。巻末付録として収録されている「明治天皇鎌倉行幸御事蹟」（昭和三年、鎌倉中央図書館蔵）は、先の石野著とともに、本書刊行の「きっかけとなった」という（一三六頁）。

横須賀市教育委員会の教育長を務める永妻和子は、「発刊に寄せて」において、刊行の意義について、繰り返し実施されてきた明治天皇の横須賀行幸について、「これまで行幸に関するまとまった書籍の刊行はなく、その様子の理解に不便」を感じていたが、本書では「明治天皇行幸や皇后行啓に関する経緯や様子が詳しく描かれており、そこからは横須賀造船所の建設と運営がいかに国家の威信をかけた重大な事業であったかがわかります」。そして、文部省指定の聖蹟であったことを示す「明治天皇横須賀行在所陞」碑は、先の大戦が終戦を迎え、その後の占領下において聖蹟指定の解除（昭和二十三年六月）を被りながらも、「石碑が撤去されなかったことは、歴史遺産として残していくことが求められたと解釈しても良いと思います」と述べた上で、市内に所在する他の行幸啓碑とともに「私たちがその碑の前に立つ時、その当時の情景に思いを馳せると共に、その背景にある歴史を正しく読み取ることが望まれる。本書によって、「明治天皇行幸の足跡を知ると共に、その当時の政治や文化の一端を理解することができる」のであり、「わが国の近代化を学ぶ上で、さらには歴史遺産の保護と活用

のためにも、本書が多くの方々に拝読されることを望みます」と記し、本書の普及を推奨している（五頁）。

本書を発行した「横須賀の文化遺産を考える会」は、「地元横須賀にありながら、一般市民の目に触れる機会の少ない歴史的建造物や、文化的価値の高いと思われる遺跡・遺産などを調査、紹介することによって、郷土横須賀の歴史を正しく理解することを目的」として、平成十年一月に発足し、「主な事業と活動」が列挙されている（一三九頁）。昨年（令和三年）六月には、明治天皇の横須賀行幸の軌跡を検証する市民講座が開催された（『タウンニュース 横須賀版』五月十四日号）。

(13) 北原糸子「東京府における明治天皇聖蹟指定と解除の歴史」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一二一号二八七頁、平成十七年三月）。

(14) 前掲注9「明治天皇聖蹟顕彰運動の地域的展開―神奈川県を事例に」三七頁。

(15) 同前四一頁。神奈川県教育会が発行する『武相教育』誌では、第百号（昭和十三年十月）から第百二十五号（昭和十六年五月）に至る間、十四回に亘って特集号「行幸の趾」を組んでいる。第一輯の「はしがき」において、

神奈川県では「聖蹟中既に保存の途確立せるもの」が数多くある一方で、「今にしてこれが方途を講ぜざれば終には湮滅に帰する虞なきを保し難きものすらあり」との現状に鑑み、「聖蹟を保存し、聖徳を顕揚」することは、「民心を作興し忠愛の志気を涵養する上にも最も緊要なる事」であるとの判断から、「紀元二千六百年の盛儀を記念」するため、「聖蹟を調査し之が保存の施設を講じ以て此の光栄を永く後世児孫に伝へん」との目的が示されている。第一輯には、明治天皇による「神奈川県行幸一覽」ならびに「神奈川県御通過一覽」が掲載されたほか、明治天皇聖蹟小田原町保存会の活動が掲載されている。

第二輯（十三年十二月）では明治二十四年の藤沢行幸、第三輯（十四年二月）では明治五年の横浜における鉄道開通式行幸、第四輯（同年同月）では明治六年の鎌倉行幸、第五輯（同年五月）では横須賀行幸、第六輯（同年九月）では明治十四年の厚木行幸、第七輯（同年十月）では横浜行幸（明治十四年から三十二年）、第八輯（十五年二月）では横須賀行幸（明治四年から十四年）等、第九輯（同年四月）では横須賀行幸（明治二十二年から

三十六年）、第十輯（同年六月）では横須賀行幸（明治三十九年から四十三年）・五年の浦賀行幸・十九年の浦賀行幸、第十一輯（同年八月）では横浜行幸（明治五年から三十八年）、第十二輯（同年九月）では明治三十八年の横浜沖における凱旋觀艦式行幸、第十三輯（同年十二月）では「御通輦のみ趾訪ねて」の特集、第十四輯（十六年五月）では「連光寺行幸と其聖蹟（元神奈川県下）」の内容が収録されている。

(16) 前掲注9「明治天皇聖蹟顕彰運動の地域的展開―神奈川県を事例に」三八頁。

(17) 随行員や外国人とともに撮影された天皇の写真が現存している（神奈川県立歴史博物館・明治大学図書館『蘭と鋼―神奈川とフランスの交流史―明治大学クリスチャン・ポラックコレクション』、平成二十六年）。「ステイルフリード撮影 天皇陛下と御一行」の解説には、「横須賀造船所の開所式に行幸した明治天皇をオーストリア写真家ライムンド・フォン・ステイルフリード」が撮影した写真で、「天皇が写された最初の写真」であり、「この『盗み撮り』写真は直ちに発禁処分を受け、日本とオーストリア間の外交問題にまで発展しかねないほど

であった」と書かれている（七二頁）。同様の写真が宮内庁宮内公文書館に収蔵されている（『明治天皇、横浜へ―宮内省文書が語る地域史―横浜開港資料館・宮内庁宮内公文書館共催企画展図録』一四頁、平成二十八年、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団）。

(18) 明治天皇ご乗船の「龍驤」艦は、前夜から三浦半島東岸の金田湾に停泊していた。入港先が急に変更されたのは、「午前四時金田湾を発す、南西の風漸く強く、波浪頗る高し、観音崎を経て本牧沖に達するや、前夜品川沖に先著せし有功丸来り報じて曰く、品川湾激浪湧き御艦著し難しと、乃ち進路を横浜港に転ぜしめたまふ」という事情があった（『明治天皇紀 第二 七三〇頁、昭和四十四年、吉川弘文館』）。

(19) 宮内公文書館には開業式の模様を撮影した写真が収蔵され、横浜開港資料館には同様の構図で描かれた絵葉書が収蔵されている（前掲注17『明治天皇、横浜へ』二二頁）。戊辰戦争に際し、箱根が新政府軍と旧幕府軍との戦いの場となったことで、一時的に温泉場に衰退の気配があったものの、「新政府が東京に置かれると、天皇陛下はじめ新政府の高官や、実業家など新しい時代を担う人々が

(21)

東京に居を移し、箱根はこうした人々の保養地として改めて注目される」こととなり、「特に明治六年（一八七三）の宮ノ下行幸は、箱根の名を再び高める大きなきっかけ」となった、とされる（『箱根の歴史と文化 箱根温泉の歴史』一七頁、平成二十五年、箱根町教育委員会）。行幸に際し、「嘉右衛門は光栄を考妣に分たんがため、其の霊牌を衣裡に負ひて天顔を拝したりと云ふ」と記録されている（『明治天皇紀 第三』二二八頁、昭和四十四年）。行幸の翌日（明治七年三月十七日）、神奈川県の中島信行から嘉右衛門に宛てて、「瓦斯灯建築之儀者未曾有之偉業ニ候段叡慮之旨宮内卿ヨリ被相達候間此段申達候事」と記された文書が伝達された。ガス灯の建築は未曾有の偉業であるとの内容である（前掲注17『明治天皇、横浜へ』二六頁）。嘉右衛門の会社跡地は横浜市立本町小学校のところで、現在、ガス灯が復原されるとともに、東京ガス株式会社によって、「日本ガス事業発祥の地」と題する石製の解説が設けられ（昭和五十九年十一月一日設置）、明治三年、高島嘉右衛門によって中区花咲町のこの地（当時の伊勢山下石炭蔵跡）にガス会社が設立された。高島はフランス人技師アンリ・プレグ

(22)

ランを招いて、明治五年九月二十九日（太陽暦十月三十一日）、神奈川県庁付近および大江橋から馬車道・本町通りまでの間にガス街灯十数基を点灯した。これがわが国ガス事業の発祥である」と刻まれている。

(23)

東京海洋大学の越中島キャンパスには（東京都江東区越中島二丁目一・六、「明治丸」（重要文化財）が保存され、船内を見学することができる。隣にある明治丸記念館には、多方面に及んだ明治丸の活動が展示されている。横浜御用邸については、「明治八年五月二四日に宮内省が神奈川県から土地と建物の引き渡し」を受け、「宮崎町の三井組所有の家屋が伊勢山中腹にあり、港の内外を俯瞰し眺望が良いこと、洋館で御座所などを設けるのに適すること」から、天皇のご休憩所として用いられ、「建物が伊勢山にあることから、伊勢山離宮と呼ばれたこともあるが、規模的に小さく離宮と呼称できないことから、明治一四年五月一〇日より横浜御用邸」と称されたものの、「明治一八年二月二五日」に御用邸は廃止となり、神奈川県知事に払い下げられた。「敷地は現在の横浜市西区宮崎町二五番地で、民有地」である、との解説がある（鈴木博之監修『皇室建築 内匠寮の人と作

品』二二三頁、平成十七年、建築画報社）。横浜開港資料館には、伊勢山中腹に建つ横浜御用邸の写真が収蔵されていて（前掲注17『明治天皇、横浜へ』三〇頁）、「横浜御用邸を撮影した写真は知られておらず、往時の姿をうかがう上で貴重なものである」と解説されている。

横浜開港資料館には、天皇が競馬場に行幸した際にこぼれたになった馬見所の着色写真が収蔵されている（前掲注17『明治天皇、横浜へ』三七頁）。この馬見所は関東大震災（大正十二年）で崩壊し、現存する馬見所は、昭和五年に再建されたものである。

（25）明治六年十二月の横須賀行幸啓の折、天皇と皇后は、建造中の「迅鯨」艦を視察されている。明治十四年の北海道巡幸に際し、九月五日、天皇は「迅鯨」艦に乗船して室蘭港を発ち、内浦湾をはさんだ対岸の森港へ向かい、七日には函館港で乗船して青森港へ向かわれている。明治神宮には、「迅鯨」艦の調度品であった鏡面が収蔵されている（霞会館資料展示委員会編『明治天皇百年祭記念 第二回 明治天皇六大巡幸 霞会館資料第三十六輯』四四頁、平成二十五年、一般社団法人霞会館）。

（26）明治十三年（一八八〇）二月、朝野新聞の社主で文人の

成島柳北が梅林を訪ね、柳北の「小向村探梅記」が世に出ると、小向梅林は観梅の名所として広く知られるようになった。満開の夜に梅林を通ると、灯りを点さずとも車を曳くことができるほどの眩さで、あたかも白雲が湧いたかのようにであり、梅林の中央に立てば四面梅の花で埋め尽されている、と柳北は綴っている。

その後、梅林の衰退に伴い、梅林内に放置されていた柳北の石像は、文人が集う名家であった橘樹郡大綱村（今の横浜市港北区綱島台）の飯田家に移された。今も飯田家には、石像ならびに「小向梅園」の碑文が保存されている。実業家として財を築いた横浜の原富太郎（三溪）は梅林から梅木の一部を譲り受け（『横浜貿易新報』明治四十年二月十五日・十六日）、造成中の庭園「三溪園」に移植したものの、数年後の暴風雨で壊滅的な被害が出た。

（27）宮内公文書館の「明治天皇御手許書類」には、凱旋観艦式の折の艦艇配置図が保管されている（前掲注17『明治天皇、横浜へ』三八～三九頁）。艦艇の配置は、第一列と第二列は戦艦・巡洋艦、第三列は砲艦・駆逐艦、第四列は駆逐艦、第五列と第六列は水雷艇であった。

明治神宮外苑の聖徳記念絵画館には、洋画家の東城鉦太郎が描いた壁画「凱旋観艦式」が掲出され、天皇が「浅間」艦の玉座に立ち、連合艦隊司令長官東郷平八郎の奏上を受けつつ諸艦をご親閲になる光景が描かれている。玉座の近くには、皇太子（のちの大正天皇）を始め、海軍大臣山本権兵衛や海軍軍令部長伊東祐亨が描かれている。東城鉦太郎は、海軍省の嘱託として数多くの戦争画を描いた洋画家である。制作にあたり鉦太郎は、東郷や山本に取材して甲板上の人物配置について調査し、特に玉座の天皇と周囲の人物との身長差に細心の注意を払って描いた、という。壁画の完成（昭和四年五月）の直後、鉦太郎は死去した（打越孝明『絵画と聖蹟でたどる明治天皇のご生涯』一七六頁、平成二十四年、新人物往来社）。

（28） 当碑を調査した飛田博昭（水戸南高等学校）によると、「石碑『六龍駐蹕之所』は、もともとは旧奈良屋旅館に掲げられていた扁額「六龍駐蹕之所」の肉筆を、縦置きに配列し直して石刻したものが主体である」という（『蒼海副島種臣の書跡（七）——石碑『六龍駐蹕之所』の拓本採取および調査——』、茨城県高等学校教育研究会書道部

『研究集録』第五号七—一三頁、平成三十一年三月）。

（29） 『明治天皇聖蹟記念誌』九一頁、昭和十七年、明治天皇聖蹟小田原町保存会。

（30） 前掲注29『明治天皇聖蹟記念誌』九二頁。

（31） 大磯町教育委員会『大磯町文化財調査報告書 第四二集 石造物調査報告書』、平成七年。

（32） 塩原富男『茅ヶ崎の記念碑』九六頁、平成三年、茅ヶ崎市文化資料館。

（33） 高野修・遠山元浩『遊行寺 第二版』三七頁、平成十八年、時宗総本山清浄光寺。

（34） 『武相教育』一〇二号（昭和十三年十二月）、「行幸の趾・第二輯」六六—七二頁。

（35） 京都大学貴重資料デジタルアーカイブには、当碑（「稲村崎碑」）の拓本が掲載されている。

（36） 『神奈川新聞』平成二十七年七月十四日。

（37） 前掲注12『明治天德行幸の軌跡 鎌倉・横須賀・浦賀』一一頁。

（38） 同前一一〇頁。

（39） 『武相教育』一〇九号（昭和十四年九月）、「行幸の趾・第六輯」八一頁。

(40) 前掲注11『明治天皇と神奈川県』一六三頁。

(41) 「高松山聖蹟復旧の記」(前掲注39「武相教育」一〇九号、

「行幸の趾・第六輯」)には、「天皇行幸之地」碑が設けられた後の変遷について、南毛利青年団長が次のように記している。「行幸碑建設当時は保存施設も完備し、手入も充分ゆき届いて」いて、「頂上が眼下に、相模川の清流を俯瞰し、南は相模湾の海洋より遙に伊豆の大島を遠望し得る眺望絶佳の地のためを以て、近郷人の参拝登山する者頗る多かつた」ものの、「年月を経るに従ひ、保存の工事も及ばず、雑木雑草の茂るにまかせてあつた」折、「関東大震災に遭ひ、山腹の崩壊、記念碑台石の埋没、記念碑の傾斜」などの荒廃が著しく進んだことで、「第一、明治天皇行幸の聖地として恐懼に堪へず、第二には、かつて此の聖地保存に渾身の赤誠をこめて奉仕した当時の人々に対して、その美風を継承し得ない責任を感じる」ことから、昭和十二年より「三箇年計画」を立てた。県の助成金を得て、三月二十一日、「復旧工事起工式を高松山頂に於て挙行」した。第一期工事は、「荒廢甚だしき行幸碑の復旧増築を主」として、山頂の「略々中央の地に行幸碑を移転」して「明治廿一年建碑

の規模を更に大にした」。第二期工事は「頂上に至る百米突余のコンクリート階段百四階の構築」であり、第三

期工事は、「復旧記念碑新設」や「行幸地指導石柱建設」などであった。「指導石柱」とは、道沿いに設けられた「明治天皇高松山聖地」碑のことである。第一期工事の「盛大なる竣工式」後の祝宴について、「頂上広場に於て相武平野の靉靆なる春色を賞しつゝ、祝賀の宴を催し、山の中腹より烟火数十発を打ち揚げ一段と式典に景氣を添へ、里神楽を南面広場に演ずる等頗る盛大を極めた。里神楽は夜に入りては諏訪神社境内に移して挙行したが村民喜悅の情は此処にも溢れて、明治天皇行幸のその昔もかくやとばかり思はれて嬉しかつた」と記している(九五―一三頁)。

(42) 前掲注12『明治天皇行幸の軌跡 鎌倉・横須賀・浦賀』五頁。

〔付記〕

一、本稿は、平成二十二年(二〇一〇)三月十五日・同月十八日・五月十九日、二十四年八月十日、二十五年七月三十一

日・十月十七日、二十六年九月五日・同月十日・同月十六日・同月二十六日・十一月五日、二十七年三月六日・九月五日、二十八年十二月三日、三十年七月二十七日、三十一年三月十九日、令和元年（二〇一九）十一月十五日・十二月八日、二年二月十五日・同月二十四日・同月二十八日・三月十七日・四月十九日・十月二十日・十一月十七日、三年八月一日・九月二十九日・十月二十三日・十二月九日に実施した現地調査などに基づいて執筆したものである。

二、調査に際して、飯田助知（横浜市）・酒井君代（同）・寺嵯弘康（同）・平井誠二（同）、横浜市中央図書館、箱根町立郷土資料館、小田原市役所観光課、蓑島敏明（大磯町）、大磯町立図書館、時宗総本山清浄光寺（藤沢市）、鎌倉宮（鎌倉市）・鶴岡八幡宮（同）、末永直（川崎市）・幸区役所（同）、星原大輔（大和市）、佐藤辰雄（東京都大田区）の各氏などに協力を仰いだ。

三、人名を表記するに際しては敬称を省略した。

四、資料を翻刻・引用するに際して、以下の方針のもとに行なった。

- 1 原則として、旧字体や俗字は新字体に改めた。
- 2 仮名遣いは原文通りとした。

3 闕字・平出についてはとらなかつた。

4 碑文を翻刻するに際しては原文のままとし、明らかな誤字・脱字については正しく改めた。

5 刊本から史料を引用するに際して、明らかな誤字・脱字については正しい表記に改めた。

6 句読点が付されていない史料については、必要に応じで付した場合がある。

7 一文字の繰り返し記号（、）はそのまま表記したが、二文字以上の繰り返し記号（く、々々）は文字に置き換えた。

8 判読不能の箇所は□で示した。

五、掲載した写真は、いずれも執筆者が撮影したものである。

